

## 令和2年第2回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月10日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 八雲町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 7 号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 8 号 財産の取得について
- 日程第10 議案第 9 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第11 議案第10号 八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第12 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第13号 町道路線の一部廃止について
- 日程第15 議案第14号 令和2年度八雲町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第15号 令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第16号 令和2年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第17号 令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 報告第 1 号 令和元年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 日程第20 報告第 2 号 令和元年度八雲町介護保険事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 日程第21 報告第 3 号 令和元年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について
- 日程第22 発議第 1 号 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議
- 日程第23 発議第 2 号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書
- 日程第24 発議第 3 号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第25 発議第 4 号 名護市辺野古の新基地建設断念を求める意見書
- 日程第26 発議第 5 号 消費税5%減税の政治決断を求める意見書

- 日程第27 発議第6号 介護負担増計画の凍結を求める意見書  
日程第28 発議第7号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書  
日程第29 発議第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を  
求める意見書  
日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

**○出席議員（14名）**

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

**○欠席議員（0名）**

**○欠員（2名）**

## ○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
総 務 課 参 事	岡 島 広 幸 君	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
新 幹 線 推 進 室 長	阿 部 雄 一 君	政 策 推 進 課 長	竹 内 友 身 君
会 計 管 理 者		財 務 課 長	川 崎 芳 則 君
兼 会 計 課 長	馬 着 修 一 君	住 民 生 活 課 長	川 口 拓 也 君
保 健 福 祉 課 長	戸 田 淳 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
農 林 課 参 事	荻 本 正 君	併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
商 工 観 光 労 政 課 長	藤 牧 直 人 君	水 産 課 長	伊 藤 修 君
建 設 課 参 事	藤 田 好 彦 君	建 設 課 長	鈴 木 敏 秋 君
環 境 水 道 課 参 事	佐 藤 英 彦 君	環 境 水 道 課 長	田 村 春 夫 君
公 園 緑 地 推 進 室 長	佐 藤 尚 君	落 部 支 所 長	佐 藤 尚 君
学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君	教 育 長	土 井 寿 彦 君
社 会 教 育 課 長		学 校 教 育 課 参 事	齊 藤 精 克 君
兼 図 書 館 長		体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
郷 土 資 料 館 長	佐 藤 真 理 子 君	農 業 委 員 会 会 長	小 林 石 男 君
町 史 編 さん 室 長		監 査 委 員	千 田 健 悦 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	金 浜 ゆ かり 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	竹 内 伸 大 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	外 崎 正 廣 君	総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 課 長	長 谷 川 信 義 君
総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君	消 防 長	大 湊 聡 君
総 合 病 院 医 事 課 長	石 黒 陽 子 君	八 雲 消 防 署 庶 務 課 長	堤 口 信 君
総 合 病 院 地 域 連 携 医 療 連 携 課 参 事	加 藤 孝 子 君	八 雲 消 防 署 警 防 救 急 課 長	大 清 水 良 浩 君
八 雲 消 防 署 長	高 橋 朗 君		
八 雲 消 防 署 予 防 課 長	今 村 幸 一 君		

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地 域 振 興 課 長	野 口 義 人 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	北 川 正 敏 君
兼 熊 石 教 育 事 務 所 長		熊 石 消 防 署 長	荒 谷 佳 弘 君
産 業 課 長	吉 田 一 久 君		
海 洋 深 層 水 推 進 室 長	福 原 光 一 君		
熊 石 国 保 病 院 事 務 長			

## ○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併 議 会 事 務 局 次 長	成 田 真 介 君
併 監 査 委 員 事 務 局 長		監 査 委 員 事 務 局 次 長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併 監 査 委 員 事 務 局 監 査 係			

[開議 午前10時00分]

### ◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 今日は気温が高くなるようです。クールビズですので、適宜に上着を脱いで対応をお願いいたします。また、理事者の方もそのようにお願いいたします。

それでは本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に横田喜世志君と三澤公雄君を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

本日の会議に議員発議によります、決議案1件、意見書7件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。以上でございます。

### ◎ 日程第2 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号 八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。

本件は、国の令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税法等一部を改正する法律等の施行に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容について、ご説明申し上げますので、概要説明書の4ページをお願いいたします。

1つ目の令和2年度税制改正によるものは、適用期日が、令和2年4月1日、令和2年10月1日、令和3年10月1日、令和3年1月1日及び令和4年4月1日の5区分となっております。はじめに、令和2年4月1日適用分からご説明申し上げます。

1、条例第36条の3の2条例第36条の3の3個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定の改正は、議案書2ページから3ページで、地

方税法の改正により、扶養親族申告書への単身児童扶養者に該当する旨の記載を不要とすることに伴う条文の整備であります。

2、条例第 48 条、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正は、議案書 3 ページから 4 ページで、租税特別措置法の改正による適用条項の項ずれに伴うものであります。

3、条例第 54 条、固定資産税の納税義務者等に係る規定の改正は、議案書 4 ページから 6 ページで、所有者が不明な土地や家屋に対し、固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保を図る観点から、改正されるもので、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が 1 人も明らかとならない場合に、使用者を所有者とみなすことができる規定の新設等による条文の整備であります。

4、条例第 61 条、条例第 61 条の 2、固定資産税の課税標準に係る規定の改正は、議案書 6 ページから 7 ページで、地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴うものであります。

5、条例第 74 条の 3、現所有者の申告に係る規定条文の新設は、議案書 7 ページから 8 ページで、先ほどの条例第 54 条の改正理由と同じく、登記簿または補充課税台帳で所有者となっている個人が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができるよう条文を追加、整備するものであります。

6、条例第 75 条固定資産に係る不申告に関する過料に係る規定の改正は、議案書 8 ページで、先の条例第 74 条の 3 の規定が追加されたことに伴う条文の整備であります。

7、条例第 96 条、たばこ税の課税免除に係る規定の改正は、議案書 9 ページで、課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化に伴う条文の整備であります。

8、条例第 98 条、たばこ税の申告納付の手續に係る規定の改正は、議案書 9 ページで、先の条例第 96 条の改正による項ずれに伴うものであります。

9、条例第 131 条、特別土地保有税の納税義務者等に係る規定の改正は、議案書 10 ページで、条例第 54 条の改正による項ずれに伴う条文の整備であります。

概要説明書 5 ページに移ります。

10、条例附則第 6 条、以下、概要説明書記載のとおり条例附則第 22 条までの改正は、議案書 12 ページ、14 ページから 18 ページ、20 ページ及び 36 ページから 37 ページで、改元や文言等の条文の整備であり、規定趣旨に変更ないものであります。

11、条例附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書 12 ページで、肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から、措置されるもので、その特例措置の適用期限を 3 年間、令和 6 年度まで延長する条文の整備であります。

12、条例附則第 10 条の 2、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例に係る規定の改正は、議案書 13 ページから 14 ページで、再生可能エネルギー発電設備で出力が 5,000kw 以上の水力発電設備に係る特例割合を、国で定める標準特例割合と同様に現行の 3 分の 2 から 4 分の 3 へ変更しようとするもの及び公害防止用設備に係る特例措置の一部廃止に伴う項ずれによる条文の整備であります。

13、条例附則第17条の2、第1項及び第2項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書19ページで、特例措置の適用期限を3年間、令和5年度まで延長する条文の整備であります。

14、改正条例第3条における条例第24条、条例附則第1条第4号、条例附則第4条、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正は、議案書31ページで、平成31年度税制改正で講じられ、令和3年1月1日施行の単身児童扶養者を個人住民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削ることに伴う条文の整備であります。

次に、令和2年10月1日適用分及び令和3年10月1日適用分であります。

1、改正条例第1条及び第2条における条例第94条、たばこ税の課税標準に係る規定の改正は、議案書8ページ及び30ページから31ページで、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を、令和2年10月1日及び令和3年10月1日の2段階で見直すことによる条文の整備であります。

概要説明書6ページをお願いいたします。次に、令和3年1月1日適用分であります。

1、条例第24条、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正は、議案書1ページで、すべてのひとり親に対して公平な税制を実現する観点から改正されるもので、非課税措置の対象から寡夫を除き、ひとり親を追加することに伴う条文の整備であります。

2、条例第34条の2、所得控除に係る規定の改正は、議案書1ページで、所得控除の対象について、寡夫控除を除き、ひとり親控除を追加すること及び適用条項の項ずれに伴う条文の整備であります。

3、条例第36条の2、町民税の申告に係る規定の改正は、議案書1ページ及び2ページで、地方税法の改正により、適用条項の項ずれに伴うものであります。

4、条例附則第3条の2、条例附則第4条、延滞金の割合等の特例及び納期限の延長に係る延滞金の特例に係る規定の改正は、議案書10ページから11ページで、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う条文の整備であります。

5、条例附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書18ページで、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設することに伴う条文の整備であります。

6、条例附則第17条の2第3項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る改正は、議案書19ページから20ページで、租税特別措置法の改正により、適用条文の条ずれ及び文言等、条文の整備であります。

次に、令和4年4月1日適用分であります。

1、改正条例第2条における条例第19条、納期限後に納付しまたは納入する税金又は納入金に係る延滞金に係る規定の改正は、議案書20ページから21ページで、地方税法の改正による適用条項の項ずれ及び文言等、条文の整備であります。

2、改正条例第2条における条例第20条及び条例附則第3条の2、年当たりの割合の基礎となる日数及び延滞金の割合等の特例に係る規定の改正は、議案書21ページ及び31ページで、条例第52条の改正による適用条項の削除に伴う条文の整備であります。

3、改正条例第2条における条例第23条、町民税の納税義務者等に係る規定の改正は、議案書21ページから22ページで、地方税の改正による適用条項の項ずれ及び文言等、条文の整備であります。

概要説明書7ページをお願いいたします。

4、改正条例第2条における条例第31条、条例第48条、条例第50条、条例第52条、均等割の税率、法人の町民税の申告納付、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續及び納期限の延長の場合の延滞金の規定の改正は、議案書22ページから30ページで、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う適用条項の項ずれ及び文言等、条文の整備であります。

続いて、2つ目の新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものとして、適用期日が、令和2年4月30日及び令和3年1月1日の2区分となっております。

まず、令和2年4月30日適用分について、ご説明申し上げます。

1、改正条例第4条における条例附則第10条、読替規定の改正は、議案書31ページから32ページで、地方税法の改正による適用条項の追加に伴うものであります。

2、改正条例第4条における条例附則第10条の2、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充については、議案書32ページで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資等を行う中小企業を支援するため、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるもので、償却資産と同様に国で定める特例範囲の最低限度のゼロにしようとするものであります。そのほかの同条に係る改正は、法改正による適用条項の追加に伴う条文の整備であります。

3、改正条例第4条における条例附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税に係る規定の改正は、議案書32ページで、軽自動車の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月間、現行の令和2年9月30日を令和3年3月31日へ延長することによる条文の整備であります。

4、改正条例第4条における条例附則第23条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手續等の規定条文の新設は、議案書32ページから33ページで、地方税法附則第59条第3項で準用する地方税法の規定において、条例に委任している事項の細目を定めることによる条文の追加、整備であります。

次に、令和3年1月1日適用分であります。

1、改正条例第5条における条例附則第10条、条例附則第10条の2、読替規定及び法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る規定の改正は、議案書33ページで、地方税法の改正による適用条項の条ずれに伴う条文の整備であります。

概要説明書8ページをお願いいたします。

2、改正条例第5条における条例附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る規定条文の新設は、議案書34ページで、新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事の中止等により、入場料金等の払戻しを放棄した場合に寄附金を支出したものとみなすことによる条文の追加、整備であります。

3、改正条例第5条における条例附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る規定条文の新設は、議案書34ページで、住宅ローン控除について、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合、令和15年度まででありました適用期限を、令和16年度まで延長することに伴う条文の追加、整備であります。以上が八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。

議案書の1ページから37ページの改正条例の各規定については、只今、ご説明申し上げました概要説明の内容のほかは、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 32ページですね、個人の町民税の税率の特例等に関する改正の部分で、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等と書いてるんですけども、これは新設されている改正なんですが、当事者、要するにこういう猶予に私は当たるんだっていわれる町民に対して、どのようにこれが周知されるのかということ、財務課のほうでその辺はどういうふうにやられるのかなということをちょっとお伺いしたいと思います。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 周知の関係でございますけれども、まずは一般的な部分として既にホームページのほうに掲載しております。そのほかですね、6月ですね、広報にチラシを入れてですね、全戸配布、周知をしているところでございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） これまでもそういったホームページと町広報の周知ということをしていろんなことをやっても、漏れてる場合なんかは該当者が気付かないということがあられると思うんですけど、これは税のほうで例えば納めにきた段階で、これに該当しますよなんていうようなサービスというか、要するに周知してるとはいつても届かないこと、気付かない町民というのはいらっしゃるのかなと思うんですよね。そういった人たちには次の段階としては納付段階でケアできるのかな。それとも気付かないほうが悪かったということになるのでしょうか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 町民の方がですね、気付かない場合もあるのではないかと  
いうご質問だと思うんですけども、既にですね、新型コロナウイルス感染症が拡大して、  
うちのほうで集計しております、令和2年4月と5月分の納付相談、たとえば新型コロナ  
ウイルスによってですね、収入が減ったという相談がですね、既に寄せられております。  
具体的に申し上げますと、現在まで33件相談を受けておりますので、その相談に応じて  
ですね、納付期限を延長したりと、そういった相談を受けておりますので、また北海道新聞  
のほうにも道税の関係が出ておりましたけれども、いろんな方法というのがですね、限ら  
れておりますので、的確にですね、相談を受けた場合にはですね、柔軟に対応させていた  
だきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今の二つ答弁でも行政側は十分にいろんな範囲を考えてるんだな  
と思うんですけども、今コロナ関係の対策に応募した方が33件というお話をされました  
けれども、あれもなんか前年の収入の50%云々とかという報道をされていて、それを聞いて  
私49%だとかさ、10%くらいだからそこにはいかなかったとか、そういうコロナの影響  
の受け止め方、当事者の。によってはそこに相談されないこともありますよね。そういつ  
たところも今回の特例なんかに該当する人は、積極的に自分は該当するかどうか分からな  
い段階でも相談に応じるというふうに考えられていいんでしょうか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 今回の徴収猶予の関係でございますけれども、具体的にはで  
すね、収入が前年度期に比べておおむね20%以上減少した場合ということでございます。  
我々としてはですね、本来はですね、基本的には申請書を提出してもらってですね、その  
収入減少の状況。たとえば売上帳ですとか、給与明細書ですとか、そういった部分の書類  
の提出が基本的には国の定められた、要綱の中では決まっております。ただですね、うち  
のほうとしては柔軟に対応するためにですね、例えば口頭で聞き取りをして、その収入が  
例えば20%なり落ちているというような部分については、柔軟に納期限を延長したりとい  
う対応をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。田中。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 今の三澤さんの関連でちょっと考え方をお聞かせ願ひたいんです  
けど、業種別の給付金のことなんですよね。それはそれで業種ごとの給付金等々について  
は、やる業種の方々、それはそれでいいんですけども、それ以外の業種の方々においては、  
少なからず私はかなりの影響が起きている業種があると思うんですよね。たとえば。

（何か言う声あり）

○10番（田中 裕君） ごめん、ごめん。じゃあ補正でいきます。

○議長（能登谷正人君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第3 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第2号、八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第2号、八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書38ページをお願いいたします。

この度の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、これまで、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構が発行してきた、紙ベースの個人番号通知カードが廃止されたことから、これにあわせて当該通知カードの再交付手数料も廃止するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

条例の改正内容といたしましては、別表中、第32項の個人番号通知カードの再交付手数料を削り、以下の項を繰り上げるものであります。附則といたしましては、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上、簡単であります。議案第2号、八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 昨日、今日の報道でですね、僕の勘違いだったら勘違い言っているですよ。反問権ありますからね。

個人番号と一つの口座を紐づけして、これからいろんな支援が都合良くいくようにしよ

うじゃないかって、総務大臣が言ってたので、そしたら、あれ私もらってた個人番号カードもう一回確認しなきゃとあって、結局この案件が増えちゃって 500 円徴収し損なっちゃうこととか想定されませんか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） この度の改正はですね、国として現在皆さんに平成 27 年 10 月にですね、個人番号お知らせするカード型ですね、紙ベースの通知カードというもののなんですが、それを廃止するというので、国はですね、プラスチックの顔写真が載ったですね、マイナンバーカードの取得率を向上させるために、そういったかたちに促すためにこの度改正するものでございます。

議員おっしゃった口座との紐づけの部分につきましては、よりこれからマイナンバーカードの普及を増やししながら、そして多分、来年以降になると思うんですけども、そういった部分で口座を紐づけするようなかたちの施策に持っていくというかたちだと思うんですが、今回のこの廃止条例につきましては、あくまで紙ベースの部分はまだ国はやめて、デジタル化、要はマイナンバーカードに促していくという方向性で、この度廃止したというかたちでございまして、ご理解お願いいたします。

○9 番（三澤公雄君） わかりました。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 4 議案第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 4 議案第 3 号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 3 号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 39 ページをお願いいたします。

現在、町で設置している学童保育所の運営基準については、本条例に定められており、このたびの改正理由は、厚生労働省令の、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、学童保育所の支援員となるために、必須となっている認定資格研修について、これまでは都道府県知事が主催・実施する研修会だけが認められておりましたが、さらなる研修機会を確保する目的として、人口 50 万人以上の指定都市及び人口 20 万人以上の中核市においても同様の研修会が実施できるよう追加されたため、これに合わせ条例を改めるものでございます。

条例の改正内容といたしましては、記載のとおり、第 10 条第 3 項の規定中、研修会の実施主体として、地方自治法に定める指定都市と中核市の長を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第 3 号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9 番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9 番(三澤公雄君) この条文でいくと、例えば函館市なんかが該当すると思うんですけども、渡島町村会なんかで町村レベルで支援員が必要だという声を集めて、じゃあ函館で講習会を開こうよってというような感じで、本当の地方自治、現場により短い、現場のほうで必要な会議を、講習会を主催する声が集まれば、そういったより柔軟に支援員を増やすということが可能になるというふうに理解していいんでしょうか。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 議員おっしゃるとおりですね、基本的にこの厚生労働省令に定められた期間でのみしか現状では講習会を開くことができないんですけれども、非常にこの講習会のカリキュラムも複雑で専門性が問われてる部分で、やっぱり市町村単独でやるというのは非常に難しいものがあると思うんですよ。そういったかたちですね、現状は今、政令市の札幌市、北海道は政令指定都市は札幌市だけなんですけれども、札幌市も実際行われていないんですね、まだね。都道府県単位でしかまだ行われていないんですけれども、そういった部分で確かに、この近辺でいえば函館市とかそういうところで実施していただけるのであれば、非常に我々のほうも嬉しい限りなんですけど、そういった部分で各市町村が声を出してですね、函館市のほうで開催を実施するというかたちで行ってもらえるのであれば、それは当然我々のほうも嬉しいですし、そういうふうに行っていたければ、よろしいかなと思うんですけれども、ただ都道府県もですね、北海道は非常に広いもんですから、道のほうも一応気を遣っていただいてですね、各振興局単位でもです

ね、開いておりまして、道南は毎年秋口くらいに開いて、函館市で同じようにやってるので、現状であまり支障はないのかなと感じるところでございます。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第5 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 議案第4号、八雲町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長。保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議案第4号、八雲町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書40ページをお開き願います。

本条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、保険料基準額に乗じる割合が見直されたこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、国の財政支援が行われることとなったことから、八雲町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、概要説明書によりご説明申し上げます。概要説明書の9ページをお開き願います。介護保険料は、昨年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者の保険料軽減が強化され、令和元年度においては、完全実施までの2分の1の軽減幅で条例を改正したところですが、令和2年度は、消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施するため、保険料率を改正するものであります。

2の改正の内容の(1)ですが、第1号被保険者の介護保険料は、所得段階が第9段階までであり、そのうち、第1段階から第3段階までの保険料に乗じる割合を、第1段階は、0.375から0.3に、第2段階は、0.625から0.5に、第3段階は、0.725から0.7に、それぞれ変更しようとするものであり、この改正により、保険料の年額は、第1段階が25,700円から20,500円に、第2段階が42,800円から34,200円に、第3段階が49,600円から47,900円に、それぞれ軽減されることとなります。

また、軽減に伴う国と北海道の公費負担分については、一般会計の歳入として受け、特

別会計に繰り入れることとなっております。

次に（２）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第１号被保険者を、介護保険料の減免対象として追加するもので、対象となる保険料は、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限が定められている保険料であります。

10 ページになりますが、減免の対象となる被保険者は、①として、新型コロナウイルス感染症により、その世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第１号被保険者で、この場合は、保険料の全額が減免となります。②として、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年の10分の3以上減少すると見込まれ、かつ、そのほかの収入に係る前年の合計所得が400万円以下に該当する、第１号被保険者で、この場合は、主たる生計維持者の、前年の合計所得や所得の割合により、保険料の減免額が算定されることとなります。

それでは、議案書の40ページにお戻り願います。第３条は、保険料率の規定で、令和２年度の保険料率を、第２項は第１段階を20,520円に、第３項は第２段階を34,200円に、第４項は第３段階を47,880円にしようとするものであります。附則第11項は、先ほどご説明いたしました、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定を新たに追加するもので、減免措置を行う場合の減免要件と、その対象となる保険料を定める規定であります。

次に41ページ下段の第12項は、第10条第２項の読み替えにより、減免の申請期限の特例を定める規定であります。42ページの改正附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からとし、改正後の第３条及び次項の規定は、令和２年４月１日から、改正後の附則第11項及び第12項の規定は、令和２年２月１日から適用しようとするものであり、第２項は、改正後の第３条の規定は、令和元年度以前の年度分の保険料については適用しないとするものであります。

以上、議案第４号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 概要の改正の内容の(1)ですけれども、所得段階の第1段階が改正後どちらも減免されているんですけれども、第3段階の減免額が少ないのはどういう理由からですか。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長。保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 第1段階が0.3で第3段階が0.7で減免の割合がなぜ少ないかという趣旨のご質問かと思いますが、取得段階で第1段から9段までございますが、それぞれ対象者の基準がございまして、第1段階から第3段階までは、すべて世帯の全員

が町民税が非課税の世帯ということになります。第4段階以降は世帯が課税だとかそれぞれ変わってきます。その中で第1段階につきましては生活保護受給者または町民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者、第2段階は次に本人の合計所得ですとか、課税年金の収入額などの合計が80万から120万以下、第3段階になりますと、その所得が120万を超える方と、順番にですね、世帯の状況ですとか本人の収入の状況によって、段階が決まっておりますので、第1段階の方が1番、収入ですとか所得が低いということから軽減の幅も、軽減の幅というか、この0.3とかというのは標準の保険料額にかける率になりますので、一番安くなると。それで第2段階、第3段階と徐々に金額が高くなっていくという設定になってございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。いいですか。

○3番(佐藤智子君) はい。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第6 議案第5号

○議長(能登谷正人君) 日程第6 議案第5号、八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○学校給食センター所長(金浜ゆかり君) 議長。学校給食センター所長。

○議長(能登谷正人君) 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長(金浜ゆかり君) 議案第5号八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書43ページになります。

この度の改正は、現在改築工事が進んでいる新給食センターの供用開始に伴い、給食センター設置条例の一部を改正しようとするものであります。改正箇所は、名称及び位置、第2条の位置を現行の東雲町33番地から内浦町237番地24に改めるものであります。附則といたしまして、この条例は、令和2年8月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 本定例会をコロナに対する身近な議会と設定して質問させていただきます。新しく開設される学校給食センターは学校が運営されている状況で給食が止まることになってはならないと思うんですけども、コロナの影響によって給食調理員が活動できなくなるようなことに対しても配慮されてる部分は準備されてるのでしょうか。

○学校給食センター所長（金浜ゆかり君） 議長。学校給食センター所長。

○議長（能登谷正人君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（金浜ゆかり君） 4月5月、学校の臨時休業に伴い給食の提供ができなくなったんですけども、その間は新しい給食センターの稼働に向けての研修または準備期間といたしまして、毎日勤務していただいて研修会また既存の給食センターの清掃等に勤めさせていただいております。今後もコロナウイルス拡大が進んだりしても同じように新しい給食センターの稼働に向けての研究などを進めながら勤務していただくことになると思います。以上です。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 休まれてるときでも、そういうふうに研究していたというのが今のでわかったんですけども、現状でそういうふうに学校が運営されていても、給食が止まってしまうようなことはないというレベルまで今、現状行っているのかどうか、そこもちょっとお答え願います。

○教育長（土井寿彦君） 議長。教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 学校が動いている、そしてその際に学校給食調理上において、たとえば感染者が出た場合、その場合の考えという質問かと存じます。道内におきましても札幌市内におきまして、給食調理場において感染者が出てしまったという事例がございました。もしもそのような場合、学校が動いている場合、こういった際にはやはり地域の保健所とですね、きちんとその辺を協議いたしまして、もし感染者または濃厚接触者が調理員などに出してしまった場合に、その影響が給食調理場にあったかどうか、これをきちんと確認するということがまず一番になると思います。

その中で給食調理場をどうしても止めなければならなくなった場合、こういった場合についてはですね、代替となる食事をどのようにしたらいいのか、こういったことをきちんと現段階からですね、きちっとこれは検討を進めてまいりたいと思います。今のところは新しい調理場の設置に向けてですね、準備の段階でございますけれども、そういったもしも罹患してしまった場合の対策についてきちっと検討していきたいというふうに思います。

ただ私ども現状といたしましては、生徒の栄養などにとって万全とまでいかないまでもそういった早急な対応は可能であると考えておりますので、これから検討をまた一段と進

めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 是非、最悪の場合を想定してでも動けるようなものを期待して、心強い体制を是非気付いていただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第7 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第6号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第6号財産の取得についてをご説明いたします。

議案書44ページとなります。

本件は、平成16年購入グレーダー車の老朽化に伴い、新たな除雪車輛を除雪ドーザ11トン級として更新するべく、5月22日指名競争入札を執行し、5月27日仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1 財産の種類及び数量は、除雪ドーザ11t級1台であります。2 取得の方法は、契約の定めるところによりますが、納期は令和3年1月15日であります。3 取得金額は、1,743万5千円です。4 契約の相手方は、石狩市新港西3丁目737番地13、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー、社長山原茂樹であります。

以上で、議案第6号財産の取得についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 世界のコマツから買うわけですから、そろそろ考えてもらいたいのはですね、除雪、前方さえ不要なものがないことを確認されればですね、GPS等で技術者の腕がなくてもですね、道路に沿ってしっかり除雪できるということもそろそろ想定された設備投資ができることも想定していただきたいと思います。

なぜならばですね、既にそういったGPS機能で対応できる農業なんかも、先進地では進んでいますけれども、八雲の中で農業者からそういう声が上がらなくても、行政の中でこういった除雪に関しての、要するに腕に覚えがない人でも運転さえできれば、これはちょっと乱暴かもしれませんが。実際世界のコマツではですね、無人でタイヤショベルなんか動く機能で現場が動いている部分がありますから、これからの投資の部分でそういったことも是非検討、もしくはアタッチメントだとかを入れられる機種になるだとか、是非そういうことを想定するのは行政として先行投資として、ほかの業界に対しても影響力があると思うんですけれども、毎年毎年こうやって定期的にこういった大型機械の投資をしていくんですから、是非先を見た投資ってことをそろそろ考えていただけないのかなという観点で質問いたしました。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議員のおっしゃることはもっともでありまして、いろんな情報、報道だとか新聞も含めての報道だとか、あとその民間会社の営業というかパンフだとかというものでもGPS機能付きというようなものがこのごろは盛んに見えるようになってきたというところであります。

それで国、北海道できれば開発局だとかでは、一部テストをは始めたようであります。ただ私もすべて情報を知り得ているわけではありませんが、まだ調査もしておりませんが、やはりまだGPSとして除雪するその区間なり場所ということについてはかなりの精度が高くなってきているようでもありますけれども、まだテストについては歩行者なりがほとんどいないような路線というんですか。山間部だとか例えば春に除雪していない中で開設するというようなところをまず主にですねやってみようというんです。ですから、なかなか歩行者なり通行車両がですね、突然、通行車両の前に出てきそうなどころではなかなかまだテストもやっていないのかなというふうに見受けられるというような、私なりに情報では見聞きをしてるところです。

当然時代としてそのような状況であるというのは、わかっておりますので、今後も情報収集に努めてですね、国の補助制度の関係も含めてですね、すぐとは言いませんけれども、そのような機能がついた除雪車両への切り替えというんですか、当然考えていかなければならないんだろうと思っております。その前段としてはですね、これもまだ、なかなか民間事業者のほうで装備として考えましたよというような段階で、ほかの自治体としてもあまりまだ入れていないようなんですけれども、後方だとか前方だとか先ほど言った歩行者だとか通行車両が急に飛び出してきたときに自動的に直ちに運転が止まるというような機能、これのほうは逆にいけば先にですね、導入のほうが図られていくものなのかなというふう

私なりには感じてるところです。それらも含めてですね、情報収集に努めていきたいと思  
いますので、ご理解をお願いします。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 無人でやれとは言っていないので、普段の状況でも道路ぎりぎりに除雪するポールのあるところだとか、先ず登録していけばということだとか、山間部がありますので、アンテナ設置だとかそういうことの必要性を行政の段階でこういった部分で投資していけばですね、そのアンテナを使って基地局を使って農業にも山間部への振興なんかができるのかなという想定でお話ししました。課長のほうで大分理解されている部分だと思うので、是非、町執行部のほうでも広く考えて先行投資というかたちで考えていただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですか。

○9番（三澤公雄君） いいです。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第8 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第7号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○熊石消防署長（荒谷佳弘君） 議長。熊石消防署長。

○議長（能登谷正人君） 熊石消防署長。

○熊石消防署長（荒谷佳弘君） 議案第7号、財産の取得についてご説明申し上げます。議案書45ページでございます。

本件は、昭和62年に購入した熊石消防署配置の小型動力ポンプ付大型水槽車が32年を経過し、車体の老朽化、故障修理の頻度も多く、年々各種部品の調達も難しくなっている状況にあり、消防活動に支障をきたしていることから更新をしようとするものです。この車両を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を

求めようとするものであります。

なお、去る5月22日、5社により指名競争入札を執行いたしました。取得する財産の種類及び数量は、小型動力ポンプ付大型水槽車1台であります。取得の方法は、契約の定めるところにより行います。取得の金額は、5,060万円であります。契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎であります。なお、本会議の議決をいただいたのち、契約を締結いたしまして令和3年3月30日に納車予定であります。

以上、簡略ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第9 議案第8号

○議長(能登谷正人君) 日程第9 議案第8号、財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部署長(伊丸岡徹君) 議長。消防本部署長。

○議長(能登谷正人君) 消防本部署長。

○消防本部署長(伊丸岡徹君) 議案第8号、財産の取得についてご説明申し上げます。議案書46ページでございます。

本件は平成元年に購入した、八雲消防団第6分団消防ポンプ自動車30年を経過し、車体の老朽化と、故障修理の頻度も多く、年々、各種部品の調達も難しくなっている状態にあり、消火消防活動に支障をきたしていることから更新しようとするものです。この車両を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべく契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。なお、去る5月22日、5社、指名競争入札を執行いたしました。取得する財産の種類および数量は、消防ポンプ自動車1台であります。取得の方法は、契約の定めるところにより行います。取得の金額は、3,206万5千円であります。契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太

郎でございます。なお、本会議の議決をいただいた後、契約を提携いたしまして、令和3年3月16日に納車の予定であります。

以上簡略ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 2件続けて消防の機械更新なんですけれども、いっしょくたにはしませんよ。今度は分団のことなので、分団の団員募集というのがここ何年か若手を入れたいということ言ってるので、最近知ったんですけれども消防設備もかなり面白いものが出てきて、送風機と泡消火とくっつけてですね、要するにポンプ車という大量の水を運ばなくても風量によってしっかりと自動車の火災だとかも抑えている報道を目にしました。

分団、均等に設備をするということも大事かもしれませんが、例えば化学部隊みたいなかたちで一つ花形みたいなものも作ってですね、若い人達に波及効果があるようなかたちにして特別な制服を用意したりして、なんて漫画的に考えるかもしれませんが、そういったかたちでですね、特殊な装備をして特別な働きをするんだと。その代わり全部いかないといけないかもしれませんが、八雲の場合非常に、例えば記憶に新しいところでは網とか化学物質なので火が付いた場合なかなか消えないだとか、農家でも梱包した藁は火がなかなか消えないだとか、そういうところに効果的なものを特殊な分団を用意しておいて設備をしておいてというようなかたちでですね、分団募集とこういった設備投資をなんか関連付けてもしないと、なんかこの予算の有効な使い方とはならないんじゃないのかなと思うんですよね。是非、そういう観点駄目ですか。

○消防長(大淵 聡君) 議長。消防長。

○議長(能登谷正人君) 消防長。

○消防長(大淵 聡君) 今、三澤議員がおっしゃいました、科学隊というようなものなんですけれども、それについてはですね、ご承知のとおり消防本部のほうにおっしゃった装備がタンク車に装備されてはおります。分団のほうにはそれはまだ装備されておられません。そして先ほどおっしゃいました、その牧草藁、または浜の漁網等の火災等にはそれは使用した例はございます。

それと消防団員の入団の促進、それに関してはちょっと結びつけるのは厳しいのかなと。PRの効果はないとは言いません。言いませんけれども、考えてみたいと思います。PRの仕方ですね、団員の募集についてですね、そのことを載せたからといって増えるかと言われればなんとも厳しい答弁になります。すみません。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 苦しい答弁ありがとうございます。

ただ、募集が、ビラ配って良しだとか、一生懸命いろんな行事に参加してビラ配ってる

マスコットも出てきて暑い中頑張ってるというのを見てると、やっぱりもっと工夫しなければ若い人達が何を求めているのか。若い体力のある人が団員に入ってほしいからさ、そういう意味でちょっとこういう場ですけども言わせてもらいました。考えてるんだなということは今の答弁で良くわかりましたので頑張ってください。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時22分

## ◎ 日程第10 議案第9号

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第9号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長。財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第9号、辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。議案書の47ページをお願いいたします。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するに当たり、同法第3条第4項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議のうえ、総合整備計画を策定する必要があり、その協議が令和2年4月30日付けで整ったことから、同法同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

はじめに本法律、辺地対策事業債の概要についてご説明いたします。

辺地対策事業債は、過疎対策事業債と同様に公共的施設の整備に係る財源として認められる地方債であり、対象は住民の生活に必要な道路、飲用水施設等の公共施設、産業の振興に欠かせない農業、水産業における経営近代化施設など、過疎債より若干限定がありま

すが、ほぼ同様でございます。ただし、交通条件、生活文化条件がほかに比べて恵まれない辺地な地域に限定するものであり、その辺地度の判断基準として学校、医療施設、役場等の距離、列車、バスなどの交通機関の状況を一定の数値で指数化したものを辺地度点数と称し、その辺地度点数が100点以上の地域が辺地として認められるものであります。

その辺地において、公共的施設の整備に当たり辺地対策事業債を利用しようとする場合は、辺地ごとに総合整備計画の策定が必要であり、議会の議決後、総務大臣へ提出することとなります。なお、当該辺地総合整備計画において、新たな公共的施設の整備、辺地対策事業債の利用が発生したときは計画の変更が必要となり、同様の手続を経て、議会の議決を得る必要がございます。辺地対策事業債は充当率100%で、その償還額の80%が普通交付税により措置されるもので、ほかの起債に比し有利な起債であります。過疎対策事業債はここ数年過疎指定町村の要望申請が大きくなり、申請額の総額が国の定める地方債計画にある予算額を大幅に上回っていることから、各市町村とも申請額どおりに借入れが認められない状況が続いているという実態でございます。この状況を受け、辺地要件に該当する地域における事業に充当するため、辺地総合整備計画を策定するものであります。

それでは、今回策定しようとする辺地総合整備計画の内容についてご説明いたします。

48 ページをお願いいたします。今回策定しようとする総合整備計画は、4か所の辺地に係る令和2年度から令和6年度にかけて、辺地対策事業債を活用し、整備しようとする事業で、第1に落部・入沢・栄浜地域を一体で設定する落部辺地であり、消防施設、耐震性貯水槽整備は、令和3年度に落部レクリエーションセンター前に設置予定の消防貯水槽の整備で1,196万8千円、消防施設消防車両整備は、令和2年度に整備予定の落部ポンプ自動車及び令和4年度に計画する高規格救急自動車の整備で6,246万2千円、道路川向橋長寿命化は、令和3年度から5年度にかけて計画する実施設計及び改修工事で7,750万円、道路栄浜跨線橋長寿命化は、令和5年度から6年度にかけて計画する実施設計及び改修工事2,150万円で、辺地対策事業債を活用しようとするものであります。第2には、黒岩地域で設定する黒岩辺地であり、消防施設消防車両整備3,234万円は、令和5年度に計画する消防ポンプ自動車の整備に対し辺地対策事業債を活用しようとするものであります。

議案書49ページをお願いいたします。第3には、熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、経営近代化施設中山間地域総合整備は、令和2年度から3年度にかけて計画する北海道が行う農村生活環境基盤整備に係る負担金で1,215万円、消防施設耐震性貯水槽整備は、令和2年度に旧泊川小学校前に設置する消防貯水槽の整備で1,098万9千円、道路中の橋長寿命化は、令和2年度に実施する改修工事で8,242万5千円、集会施設地域会館新築は、令和2年度から3年度にかけて計画する旧相沼小学校解体に係る実施設計・解体工事及び地域会館新築に係る実施設計・建築工事で2億1,406万円、下水道熊石浄化センター整備は、令和3年度から6年度にかけて計画する浄化センター長寿命化に係る実施設計及び改築工事で3億3,080万円に対し、辺地対策事業債を活用するものであります。第4には、熊石関内町と熊石西浜町一体で設定する熊石関内辺地であり、集会施設地域会館新築9,284万1千円は、令和5年度から6年度にかけて計

画する関内地区地域会館新築に関する実施設計及び建築工事に対し、辺地対策事業債を利用しようとするものであります。

以上で議案第9号、辺地に係る総合整備計画の策定についての説明といたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 49ページの地域会館集会施設のことで、熊石関内地区のことでお伺いいたします。令和5年令和6年という話を聞きましたけども、会館が古いことはわかっていますが、旧小学校かなり古くなっておりますが、体育館等なんかはまだまだ建てた時期が違うのか使える状況かなと思っております。実はその前段に書いてある相沼地区も、これは集会施設を作る方向で今進んでおりますが、委員会にお話が来たときには、もう住民合意ができていて示されたということがあって、それまでの学校が閉校になってから本当はもっと有効活用できなかったのかということ、もっと早い段階で集会施設として学校が使われるということがあったにもかかわらず、そういった検討がされなかったという反省を込めてですね、関内地区においても、こういったことを建てることありきというのではなくて、今ある施設画をどこまで活用できるのかという観点で、今現在の段階で検討されてたうえでの5年、6年という計画なんでしょうか。総務常任委員会には一切上がってきていないんですけれども、この今の計画をどういうふうに受け止めたらいいでしょうか。

○地域振興課長(野口義人君) 議長。地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 三澤議員の現在今、相沼の新しい地域会館、今年度から着手して来年度完成を見込んでございます。改めてですね、次、熊石地域のほうでの施設の劣化度、使用頻度とかを考えた中で、次は関内地区の会館の建て替えを町側では今、町側では考えてございます。地域住民との話し合い等々も行った中で、学校も確かに3年前に閉校したばかりで、施設自体は30年以上経っているという学校施設でございます。

それで雨漏りの症状もですね、結構悪化している状況で、校舎の改修、改築は非常に厳しい状況かなと思っておりますので、体育館のほうだけはですね、残して現状でも町内会で年数回の活動等も行っておりますので、体育館については避難所も含めて残しつつですね、改めて学校の校舎のほうを解体した中で、新しい施設整備をですね、現段階では進めたいなということで、今回この計画に盛り込んでいるところでございます。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 閉校して3年、閉校したときにですね、もう既に会館が非常にそのすぐ横の低いところにあるのを私も入ったことがあるんですけども、すぐに子ども達

が使っていた、それで使わなくなった時点で住民が使うようにして、これだって雨漏りしたって子ども使ってたんでしょ。そのとき雨漏りしていなかったかもしれないけども。なぜすぐ使うように、建替え計画を考えるにしても住民がすぐ使えるようにこれ相沼地区での反省として僕は思うんですけども、使っていれば建物って傷まない。今現在も会館は非常に老朽化していて、なかなか町民が集うような施設ではない。体育館は避難施設としていろんな行事が使われているというのであれば、学校もですね、今すぐにでも開放してですね、使えるところを使って行こうと。でも使っている中でもう少し整備したほうがいいよねというので、改修改築という話のほうが施設の使い方としては正しいんじゃないですか。放置して、ほったらかしで腐らせておいて、それで壊す予算とって壊して新築って乱暴じゃないですか。

○町長(岩村克詔君) 議長。町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 三澤委員ですね、これはあくまでも辺地債の計画でありまして、必ずやるということではありません。ただし今その関内の学校についてですね、確かに三澤議員さんおっしゃっているですね、この学校を使うというのはありだと思いますけれども、この防水工事をするだけでも数千万かかるということもありますので、またその関内地区からもこの小学校を会館に使うということはですね、あまり要望がなかったと。ただ、体育館については使いたい。さらに、会館が古いので改築してほしいという要望は上がってきていましたので、この辺地債というのは大変その町としても有効な財源となり得るということでもありますので、ただ、必ずやるは今決定したものではありませんので、これからですね、地域の方ももちろん常任委員会等ともしっかりとですね、議論しながらこの5年6年で必ずやるというものでありますので、理解いただきながらですね、是非ですね、常任委員会のほうでも相沼地域のこともありますので、じっくり議論いただいて進めたいと、そんな思いでありますので、ご理解をお願いいたします。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) その辺理解してるつもりなんですよ。計画だし、これからいろんな声を上げればいいんだと。だけど相沼のときにも伝えた部分、こういった段階ちゃんと踏まなきゃいけないよね、小学校なぜ使われないで、使わないから壊しちゃおうじゃなくて、現に会館が使いづらい状況であれば使えるところは使っていくという、住民への行政としての促し方もあると思うんですけども。既に雨漏りがはじまっている、これから使えということとはなかなかできないけれども、住民がこれだけ集会に使われている、現に施設が使われている、廃校が使われている、でももうちょっと住民を引き続き活動を繋げるためには、施設が雨漏り始まってたし、じゃあそろそろ改修考えて計画を今この段階で上げていけば、有利な起債ができるという整理の仕方なら分かるんだけどっていうことですよ。使える施設をほったらかしにするんじゃないよということを担当課に言いたい。

これまでの相沼のときにも言った。だから住民にも関内地区にもですね、その時点で

も廃校利用の可能性、それは建てないということではないよということ、計画はあるんだからそういう話を事前にしておいて使うことを促す。体育館ももっと僕もこの間たまたま見たときに使ってるあとはあるんだけど、散らかってる状態が窓の外から見えたので、使うにしても使えばなしというのはないよなって思うんですよ。やっぱり建物大事に使っている施設を大事に使っているということがあるから、応援の意味で地域に会館を建てていこうという、これが行政の姿だと思うんですよ。

いろんな仕事がある担当課だと思いますけれども、もうちょっと仕事をですね、住民目線というか、お金の使い方がちゃんと後からでも説明がつくようにという意味で、一つ計画はわかります。わかりました。ただ議会からもそういう声が上がってることもうちょっと真剣に担当課として受け止めていただきたいと思います。

○議長(能登谷正人君) 答弁はいいですか。

○9番(三澤公雄君) いいです。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第11 議案第10号

○議長(能登谷正人君) 日程第11 議案第10号、八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長(竹内友身君) 議長。政策推進課長。

○議長(能登谷正人君) 政策推進課長。

○政策推進課長(竹内友身君) 議案第10号、八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。議案書50ページをお願いいたします。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成28年3月18日に策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画について、事業計画の変更が必要となり、当該変更に係る北海道との協議が4月30日に整いましたので、同法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

今回の変更につきましては51ページからになります。サーモン養殖施設整備事業、山崎はまなす保育園解体事業、八雲総合病院財務会計システム更新事業、八雲総合病院院内

ネットワーク機器更新事業、八雲総合病院情報系システム機器更新事業、八雲総合病院精神科訪問診療事業、熊石国保病院財務会計システム更新事業、熊石歴史記念館改修事業の財源として、過疎対策事業債の適用を受けるためのものであり、過疎計画書の25ページから45ページまでの中で、所要の事業名、事業内容について、変更後欄の下線で示した文言をそれぞれ追加するとともに、計画に搭載している事業内容の一部を変更するものがございます。

以上、簡単ではありますが、議案第10号の提案説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第12 議案第11号

○議長(能登谷正人君) 日程第12 議案第11号、工事請負計画の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第11号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

議案書55ページをご覧ください。本件は、出雲町C団地公営住宅新築工事のD・E棟建築主体工事について、5月27日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

1 工事の種類は、出雲町C団地公営住宅新築工事D・E棟建築主体で、工事内容は、建設場所が、相生公園の向かい側、出雲町40番地22および60番地85であり、D棟木造平屋建て、2LDK4戸266.46㎡、E棟木造平屋建て、1LDK4戸、186.96㎡の2棟であります。2 契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月27日執行したもので、3、契約の金額は1億4,407万8千円、4 契約の相手方は、高橋・角栄特定建設工事共同企業体、代表者、二海郡八雲町住初町117番地、高橋組土建株式会社、代表取締役高橋米

子であります。5 工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6 契約の締結の時期は令和2年6月中、本定例会において議決をいただいたのちとし、工期につきましては、契約日より令和2年11月30日までであります。

以上で、議案第11号工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第13 議案第12号

○議長(能登谷正人君) 日程第13 議案第12号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第12号、工事請負契約の締結についてをご説明いたします。議案書56ページをご覧ください。

本件は、出雲町C団地公営住宅新築工事のF・G棟建築主体工事について、5月27日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

1 工事の種類は、出雲町C団地公営住宅新築工事F・G棟建築主体で、工事内容は、建設場所が、相生公園の向かい側、出雲町60番地85であり、F棟木造平屋建て2LDK2戸、1LDK1戸、179.97㎡、G棟木造平屋建て2LDK4戸、266.46㎡の2棟であります。2 契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月27日執行したもので、3 契約の金額は、1億4,300万円、4 契約の相手方は、原田・小池特定建設工事共同企業体、代表者、二海郡八雲町立岩66番地8、有限会社原田工務店、代表取締役原田英行であります。5 工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6 契約の締結の時期は、令和2年6月中、本定例会において議決をいただいたのちといたし、工期につきまし

ては、契約日より令和2年11月30日までであります。

以上で、議案第12号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく願います。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第14 議案第13号

○議長(能登谷正人君) 日程第14 議案第13号、町道路線の一部廃止についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第13号、町道路線の一部廃止についてをご説明いたします。議案書57ページをお開き願います。

本件は、道路法第8条に基づく町道において、この程、その管理を八雲町から公共的体へ移管する路線が発生したため、当該路線部の認定を解除しようとするものであり、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

概要説明書の11ページ別紙3の位置図をご覧ください。具体的には、山越地区の森林部の町道境川線の一部、図面上の点線部の町道を包括する一帯の森林の管理を山越郡森林組合が担うこととなり、当該路線を管理・作業道として利用するにあたり、同組合が国庫補助事業により整備を計画し、本年度実施予定となったため、当該町道部分を同組合管理の林道へ移管しようとするため、町道路線の一部を廃止しようとするものであります。

それでは、議案書57ページにお戻り願います。対象路線は、路線番号33149、路線名境川線で、起点は変更なく、山越166番1地先であり、終点を、山越739番地先から、移管部分を廃止として、山越544番1地先へ変更するもので、延長が3,808.80mから1,130.40mへ、認定部が2,667.40m短くなるものであります。

以上、議案第13号町道路線の一部廃止についての説明といたします。よろしく願います。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

時間の都合上いろいろありますので、ちょっと早いですけどお昼にいたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

#### ◎ 日程第15 議案第14

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第14号、令和2年度八雲町一般会計補正予算第6号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長。財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第14号、令和2年度八雲町一般会計補正予算第6号について、ご説明いたします。議案書58ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに3億8,565万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、171億2,875万6千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書68ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、2目企画調査費45万1千円は、本年3月に策定しました八雲町地域公共交通網形成計画に基づき、熊石地域において実施するデマンドバスの実証運行及び計画推進のための八雲町地域公共交通会議開催に要する経費を計上するものであります。

現在、熊石地域においては、函館バス株式会社が運行する桧山海岸線2路線、各3往復の運行がありますが、そのうち江差、大成間を運行する桧山海岸線において、熊石、大成間の利用者が特に少ない区間となっている現状を踏まえ、このまま令和2年10月以降も運行を継続した場合、国の補助路線の対象外となることにより、八雲町を含む沿線自治体の

負担経費が増大する見込みであるため、函館バスの運行区間を江差・熊石間に短縮することで、沿線自治体の費用負担の軽減を図り、熊石・大成間は函館バスの代替交通手段としてデマンドバスを運行し、その実証運行を行おうとするものであります。

実証運行は、せたな町と合同で実施するもので、予約に応じて1日最大3往復を計画し、自宅から目的地までのドア・トゥ・ドアによる運行期間を夏季の1か月間として予定しており、8節旅費及び10節需用費は、交通会議に要する経費のほか、18節負担金補助及び交付金に、せたな町への地域公共交通活性化協議会負担金42万3千円を追加しようとするものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費1,386万1千円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、低所得者への介護保険料軽減対策によるもので、詳細につきましては、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

5目社会福祉施設費2,924万5千円は、東町、本町の地域会館として活用され、アイヌ文化伝承活動の拠点となっている東部生活館は、平成2年に整備され、30年が経過し、外壁の亀裂や雨漏りなど老朽化が著しく、この程、国のアイヌ政策推進交付金の決定交付の内示を得られたことから、14節に東部生活館改修工事請負費2,110万6千円のほか、本交付金事業により、アイヌに関する図書などを購入するため17節備品購入費に13万9千円を追加しようとするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費154万3千円は、予防接種法の改正により、本年10月から新たにロタウィルスワクチンの定期接種化が義務付けられたため、その経費について1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、予防接種に係る看護師報酬のほか、ワクチン購入費や予防接種公費負担交付金など154万3千円を追加しようとするものであります。

7目病院事業費1,519万6千円の追加は、本年度から計画の熊石国保病院改築事業基本設計業務における病院事業会計繰出金であり、内容については、当該事業会計の補正予算議案でご説明いたします。

議案書70ページをお願いいたします。5款、1項労働費、3目雇用創出事業費1千万円は、人口減少や少子高齢化社会の進行により、将来的な産業の担い手不足が懸念される中、創業を中心とした商工業への参画を希望する人材に対し、実践的な業務への従事を含む育成課程を通じて、質の高い人材を輩出する機能を持った組織体として、仮称まちづくり会社を商工会と町が設立するため、出資するもので、23節投資及び出資金に1千万円を追加しようとするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費212万円は、畑作構造転換事業であります。本事業は、馬鈴薯などの畑作営農の大規模化に伴う労働力確保や異常気象による農業生産被害が喫緊の課題となっており、このため本年度は、八雲馬鈴薯生産部会が馬鈴薯の生産力向上を図るため、罹病率の低い種いもの供給に向けた取り組みを行うもので、この程、補助金の内示が得られ、国及び北海道の支援認められたことから、18節負担金補助及び交付金に畑作構造転換事業補助金212万円を追加しようとするものであります。

5目町営育成牧場管理費 93 万円は、町営育成牧場で管理しているトラクターは、平成 12 年に購入し、電気系統によるエンジンの故障により、使用できないことが判明したもので、夏場を迎え、牧場作業が本格化することから、作業にはトラクターの使用が必要不可欠であるため、10 節需用費に車輛整備費 93 万円を追加しようとするものであります。

2 項林業費、2 目林業振興費 535 万円の追加は、高性能林業機械整備事業であります。本事業は、将来に向けた生産性の高い森林施業の構築を図る事業への国の支援であり、この程、補助金の内示を受けたことから予算を追加し、事業実施しようとするものであり、本年度は、有限会社東和が導入しようとする、高性能林業機械グラップル 1 台について、その事業費の 3 分の 1 相当の 535 万円の補助金が認められたものであります。

3 項水産業費、2 目水産業振興費 240 万 5 千円は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、漁業者の感染防止に伴う休業や水産物の需要の低下など、漁獲物の値崩れが発生しており、漁業所得の減少など深刻な状況にあります。特に、ひやま漁業協同組合傘下の漁業者は、漁業活動を行う上で、重要な組合経営を維持する手段として、現在までもほかと比較し、高い出荷手数料や使用料等の負担に加え、特別負担金の負担も求められており、コロナ感染症の影響により、漁業経営の厳しさが増す状況において、特別負担金は今後の漁業経営に大きな負担となることから、漁業者の経営の安定を図るため、ひやま漁業協同組合管轄の沿岸各町の広域的な支援として、特別負担金の半額を補助するもので、18 節負担金補助及び交付金に檜山漁業者経営維持安定化対策事業補助金 240 万 5 千円を追加しようとするものであります。

4 目漁業構造改善事業費 1,190 万 2 千円は、沿岸漁業の振興と漁業経営の安定を図るため、北海道においては初となるトラウトサーモン養殖の実証化に向けた試験を昨年 12 月から実施し成長・生存率とも良好な成績を収めており、今後の事業化に向けた規模の拡大や採算性などを考慮すると、地元での種苗生産体制の構築が望ましいと考え、種苗生産施設整備に向けた検討を行うため、河川環境、流量、地下水源の各種調査を実施するもので、12 節委託料に冷水川流量解析及び魚類環境調査業務委託料 761 万 2 千円のほか、熊石黒岩町地区での地下水源調査業務委託料 429 万円を追加しようとするものであります。

議案書 72 ページをお願いいたします。

7 款、1 項商工費、2 目商工振興費 9,863 万 5 千円は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によってさきの補正予算第 4 号において、飲食事業者への法人 30 万円、個人 20 万円などの協力金のほか、補正予算第 5 号においては、経営的打撃が非常に大きく、感染防止に関して厳しい対応を求められ、二次的なダメージを被っている業種へ一律 10 万円の協力金の承認議決をいただきましたが、これまでの感染拡大予防の取り組みと経営の持続化を応援するため、さらなる町独自の追加支援として、宿泊業に対し 50 万円、酒類提供を行っている飲食業には 30 万円、一部対象外はありますが、その他の商工事業者に対しては、10 万円を支給するもので、10 節需用費及び 11 節役務費に協力金制度の周知広報用経費のほか、18 節負担金補助及び交付金に感染症対策協力金 9,850 万円を追加しようとするものであります。

3目観光開発費 262万9千円は、昭和60年に整備された鉛川レクリエーションセンターの浴室天井部分が永年、湿度の高い状態にさらされ、内部の腐食と劣化によって、落下の危険性が判明したため、修繕が必要と判断し、10節需用費に修繕料 262万9千円を追加しようとするものであります。

9款、1項消防費、3目消防施設費 2,119万円は、耐震性貯水槽整備事業であります。40 m<sup>3</sup>型の耐震性貯水槽を、栄町及び熊石泊川町に整備するもので、国の補助金申請を行っていたところ、この程、決定通知を受けたことから、14節工事請負費に 2,119万円を追加しようとするものであります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費 1億4,759万円は、落部小学校大規模改修事業及びG I G Aスクールネットワーク整備事業であります。

落部小学校の屋内運動場は、昭和57年に整備され、建設後38年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、安全性や機能性を確保し、併せてトイレ環境の改善など教育環境の質的

向上を図るため、その整備に対して、国の交付金事業が認められたところであります。大規模改修の概要は、屋上防水、外壁などのほか、建物内部やトイレ、空調設備改修などを行うもので、12節委託料に、工事監理業務委託料 300万3千円、14節工事請負費に 1億141万2千円を追加しようとするものであります。

また、G I G Aスクールネットワーク整備事業は、将来の時代を担う人材の教育や一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を整備するため、各学校においてネットワークの環境を整備し、全学年の児童生徒一人一人が端末を持ち、活用できる環境を目指すもので、先の令和元年度、補正予算第9号において、ネットワーク整備に係る工事請負費の補正予算の議決をいただいたところであります。新学習指導要領への対応や新型コロナウイルス感染症流行に伴う臨時休校時において、ICTの活用による家庭での学習環境整備を推進するため、小学校全児童及び教職員に対し、端末の整備を行うもので、この程、国の補助金の交付決定の内示を受けましたので、17節備品購入費に 4,317万5千円を追加しようとするものであります。

3項中学校費、1目学校管理費 2,260万5千円は、先ほどの小学校費と同様に、中学校でのG I G Aスクールネットワーク整備事業による、端末購入費で 17節備品購入費 2,260万5千円を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は3億8,565万2千円の追加であります。

続いて歳入でございます。議案書64ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金 693万1千円の追加は、歳出でご説明いたしました介護保険事業特別会計における低所得者への介護保険料軽減対策による国庫負担金であります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金 2,339万6千円の追加は、歳出でご説明いたしました、東部生活館改修事業に係るアイヌ政策推進交付金で、対象事業費の8割相当の額であります。

5目教育費国庫補助金 3,844万5千円の追加は、歳出でご説明いたしました、落部小学校大規模改修事業に対する交付金で、対象経費の3分の1相当額、またGIGAスクールネットワーク整備事業における補助金は、対象事業費の3分の2相当額であり、先に交付決定の内示を受けた小学校5年生、6年生及び中学校1年生分の計上で、その他の学年分の補助金については、内示が決定次第、補正させていただく予定であります。

6目消防費国庫補助金 548万6千円の追加は、歳出でご説明しました、耐震性貯水槽整備事業に係る消防防災施設整備費補助金であり基準額の2分の1相当額であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金 346万5千円の追加は、国庫負担金と同様に、歳出でご説明いたしました介護保険事業特別会計における低所得者への介護保険料軽減対策による道負担金であります。2項道補助金、4目農林水産業費道補助金 747万円の追加は、歳出でご説明しました、畑作構造転換事業及び林業成長産業化地域創出モデル事業に対する補助金で、歳出と同額であります。

議案書 66 ページをお願いいたします。19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金 9,863万5千円の追加は、歳出に対応した計上であります。

2目ふるさと応援基金繰入金 9,652万9千円の追加は、歳出でご説明いたしました、地域公共交通活性化協議会負担金、東部生活館改修事業、介護保険事業会計・病院事業会計への繰入金、檜山漁業者経営維持安定化対策事業、サーモン陸上養殖施設整備事業、及びGIGAスクールネットワーク整備事業に要する財源として、計上したものであります。

20款、1項、1目繰越金 1,509万5千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

22款、1項町債は、歳出でご説明しました各建設事業に対応するもので、4目消防債 1,560万円の追加は、耐震性貯水槽整備事業 7目教育債 7,460万円の追加は、落部小学校大規模改修事業であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の3億8,565万2千円の追加であります。

次に、地方債の補正でございます。議案書 61 ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正は、追加で耐震性貯水槽整備事業 1,560万円、落部小学校大規模改修事業 7,460万円であります。

以上で、議案第14号、令和2年度八雲町一般会計補正予算第6号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 73ページの感染症対策協力金 9,850万円ですけれども、この金額の根拠となる宿泊業と飲酒提供店その他 10万円のそれぞれの事業所数をお知らせください。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) 議長。商工観光労政課長。

○議長(能登谷正人君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 今の事業所数の数というご質問だと思いますが、これはあくまでもですね、正確な数値はとれません。我々が根拠としたのは経済センサスの事業所数ということでご了解いただきながらお聞きいただければと思います。

宿泊業につきましては想定事業所数 20 件、そのほかですね、飲食業につきましては 55 事業所、それからその他 720 事業所、センサス上はですね、だいたい総計、事業所数というかたちでは 880 というかたちで覚えておいていただければと思います。ただこの中で例えばですね、これも細かく精査するとですね、工務ですとか、金融、たとえば地方銀行の支店ですとか、そういったもの、それから大きいところでいきますと、エネルギーで北海道電力さんですとかそういうところがありますので、そこを若干抜いたりしながら推計をかけております。以上でございます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 今の 880 というのはこの対象事業所の、合計するとちょっと計算が合わないのだから違うのかなと思いますけども、その全体の 880 から先ほどの金融機関を引いたもので推計してるということよろしいですか。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長。商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） ちょっと説明が足りなかったのかもしれませんが、経済センサスでは平成 28 年で正確に言うと 881 なんですけど、その中にはですね、たとえば農林漁業というのも入ってるんですよ。事業所数として。ここは商工事業、二次産業、三次産業を抜いたり、今申し上げましたとおり金融機関の大きいところすとか、そういうところを抜いていくとですね、我々の推計、これ実測値ではございませんが今想定してるのは合計で 720 事業所というかたちで推計させていただいております。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） その他で 720 って言ったと思ったんですけども、ちょっと合計数違ってくるのかなと思うんですけど。すみませんすぐわからなくて。それでこれは今まで 20 万なり 30 万なりの補助をしてきましたけれども、それに上乘せになる事業所もあるという解釈でいいのかということと、あと、今までその対象にならなかった事業所、建設業ですとか、工場みたいなところとか、新聞販売店とか諸々ありますけど、そういうのも視野に入れてるという解釈でよろしいですか。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長。商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） まずですね、先ほどの私の答弁ちょっとごめんなさい。間違いがありました。880 のうち、宿泊 20、それから飲食等で 55、それからその他 720、ですから 880 からそれを差し引きになります。すみません。それとですね、業種につきまして今お問い合わせのとおり、これまで絞ってきた業種プラスアルファになりますので、

議員ご指摘のとおり建設業ですとか、不動産業も入りますし、そのほかですね、一般的にいいますとですね、ほとんど製造業、小売業全般、それから医療ですね。

(何か言う声あり)

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 具体例を何となく出してですけど、要はそこまで広げて出すということで、ご了解いただければと思います。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） ほかに。

○10番（田中 裕君） 議長。田中。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 佐藤さんの関連なんですけどね、それで今回の対策協力金についてであります、今回のコロナショックはかなりの業種、すべてに網羅されていると思うんですよね。我々前はリーマンショックということで経験させていただいたんですけど、それ以上のショックが日本経済に雨雲を抱えようとしてるんですけど、そこでね、これ第1弾でこのような業種の方々に出すなという意味合いではありません。この業種の方々以外に漏れた人、漏れた業種の人方というのは私かなりまだまだ潜在的な企業があると思うんですよね。それを町部局でどのような捉え方してるのか。それでこれが第1弾でいって、まだ第2弾、第3弾、あるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいんですよ。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、この第1弾、第2弾はちょっと私もはっきりしませんが、第1弾はですね、金融の融資等々をやってきたということで、第2弾、第3弾やってきたかなという思いもします。今回の協力金、応援金というのはですね、非常事態宣言が解かれて、そろそろ皆さんが商売をはじめようというときに、いろんな業種の方々から、それぞれにやはり感染対策、今まででそんなことしていなかった、たとえば失礼ですけども、スタンドでもやはりこういうマスクを作るだとか消毒をもっと置くだとか、いろんな業種でそんなことがあるだろうということで、この度はですね全業種にかけて、それもとたとえば一つの会社ですね、事業所をいっぱい持ってでもですね、一つずつ出しましょうと。たとえば先ほど新聞販売店という話がありましたけれども、店をやっているのは店と、新聞販売店は販売店ですよということで事業ごとに出しましょうというのが今回の政策であります。

さらにですね、これから漏れてるというのは多分農業、漁業、林業だと思います。これはですね、これから漁協、農協、さらにですね、林業者と相談しながらさらに一次産業についてはコロナ対策していこうと思っておりますし、そしてこのコロナもですね、終息するのか、さらにまたですね、感染が拡大するのか私たちも読めませんが、それは議会とも相談しながらありますけども、適切にですね、経済対策や感染対策をしていこうと、そんな思いでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○10番（田中 裕君） 議長。田中。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 私の商売で聞いているわけでないんですけど、町長がガソリンスタンドがどうのこうのということなんですけど、それと別個にしてですね、私は必ずこれだけの事業をやっている中では漏れている事業というのはあると思うんですよ。もっと具体的に言いますか。葬祭場。

（何か言う声あり）

○10 番（田中 裕君） 入ってる。入ってました。そうだった。その他の中に入ってるんですか。という考え方でいいですか。わかりました。

それでこの件については財調かふるさとでやるのかどっちでやるのかな。きちっとした数値ではないだろうけども、こっちのほうがウェイトが大きいですよという答弁でいいんですけど。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 先ほどの補正予算の方の説明と重複いたしますけれども、歳出に対応した財政調整基金の繰入れということで、9,863万5千円繰入れしていますので、細かく申し上げますと、感染症協力金の部分に色はつかないんですけども、対応してるようなかたちになると思います。

○10 番（田中 裕君） 議長。田中。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） こういう良い制度でありますから、広くいろんな業種がありますので、そのような方々がいたらですね、私は積極的に組み入れていくべきだという認識を持って一人なんですけど、その辺をお願いしてですね、終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○2 番（関口正博君） 議長。関口。

○議長（能登谷正人君） 関口君。

○2 番（関口正博君） 71 ページですね、下段、漁業構造改善事業費ですね、熊石冷水川の流量解析、また黒岩町の地下水源の調査の部分でお伺いいたします。サーモン養殖事業、暗い話題ばかりの中で熊石地域、非常にいい結果だったということで喜ばしいニュースだなというふうに向っておりました。その中でちょっとお伺いさせていただきたいと思いますが、新聞報道の中で北海道二海サーモンという名称でということが載ってましたけれども、この辺の商標登録であるとかそのようなものというのは、どのような段取りで進んでいくのかちょっと教えてください。

○産業課長（吉田一久君） 議長。産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 名称につきましては、新聞報道にもありましたとおり、今後は北海道二海サーモンということで進めていきたいと考えてございます。それで商標登録の事務手続きにつきましても、今後は商標登録可能かどうか調査も含めまして検討してい

きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（関口正博君） 議長。関口。

○議長（能登谷正人君） 関口君。

○2番（関口正博君） やはりですね、漁業というのも非常に大変な時期を迎えて、このサーモン事業というのがあちこちの地域で注目されております。ましてこの北海道サーモンという名称というのは非常に貴重な価値のあるものになると思ひますので、これは本当にスピード感を持って調べて進めていただければなというふうに思ひております。よろしくお願ひします。答弁いりません。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） またコロナの話に戻りますけども、町長先ほど答弁されて、全業種にといつて次、まだ漏れているのは農林水産業ってお話して、僕もその立場にいるのでそれは嬉しいなと思ひますけども、ひとつ併せてですね、もう少し目線を変えるといふか事業者にどうかしようという目線ではなくて、やっぱり生活者の目線も含めて八雲町全体で、今回の第3弾でほぼ届いたという認識だと思ひたら、ちゃんともう届いていないところまで目を向けてるということですけども、ちょっと視点を変えてですね、事業者じゃない目線で、生活してる人たちにコロナの影響がどれくらいあったのかということ、是非八雲のいろんな縦割りといわれる中の仕事のあれですけども、連携をとつてですね、拾つて目配りをしてもらいたいと思ひますけども、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員おっしゃつておられるとおもひます。これについてはですね、佐藤議員さんからも全員にですね、商品券等を配布したほうがいいんじゃないかというそういう意見もありますので、またパート等々でコロナの影響で仕事のできない方やさらにですね、収入が減つた方も事業者のほかにいるということで、我々もこれから再度ですね、調査をしながら考えてみたいと思ひています。

ただ、議員ご承知のとおりですね、なかなかコロナのことで直接そういうところに行つて会話するといふことがなかなか難しかったといふことで、これからはですね、我々もいろんなところに出ながらですね、話を聞いてみたいなど。今まではどちらかといふと、ちょっと言葉は悪いんですけども、町長あちこち行つてるからコロナの菌持つてるんじゃないかって、そんな思ひもあるので、なかなかいろんなとこに顔を出すのは大変難しい立場でありましたけども、ここにきてですね、非常事態宣言も解除されましたので十分ですね、担当課を含めてですね、いろんな立場の人たちのですね、意見を多く聞いて対応していきたい。そういう思ひでありますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんか。

（「なし」といふ声あり）

○議長（能登谷正人君） ないようですので、質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 16 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 議案第 15 号、令和 2 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 15 号、令和 2 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。議案書 76 ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 57 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 27 億 3,811 万 5 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 80 ページ下段でございます。6 款保健事業費、1 項、1 目特定健康診査等事業費 57 万 7 千円の追加は、このたび国で特定健診の保険指導強化を図る目的として、病気・疾病時に複数の病院を受診したことなどにより、重複して薬が処方された可能性のある被保険者を抽出し、適正な服薬情報などお知らせする事業が新たに設けられたことから、本事業に係るレセプトの分析、対象者の抽出、及び印刷、通知等に係る委託料を追加するものであります。なお、本事業につきましては、令和 2 年度当初予算に計上している特定健診受診勧奨通知委託業務と同様、国保連合会との共同による委託事業で、全額が補助対象となるものでございます。

次に同ページ、上段の歳入であります。3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 57 万 7 千円の追加は、歳出の委託料に対応する道からの特別調整交付金補助でございます。

以上、簡単であります。議案第 15 号、令和 2 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9 番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 今の説明を聞いてすごいなと思ってお聞きしていたんですけども、確認しますけども、患者さんのほうで何もしなくてもですね、函館圏だけでなく道内もしくは日本国中のどこの医療機関にかかっても薬の重複に関しては、八雲町民であれば安心していてもいいというふうに認識していいんでしょうか。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 議員のご質問のとおりですね、日本全国いずれの診療所または薬局等を活用された場合は、レセプトはすべて八雲町民の場合は八雲町役場のほうに集約されるものですから、把握できるような状況でございます。八雲町が保険者となっている国民健康保険に限ってでございます。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) ちゃんとそこもマイクに乗せてもらわないと、国民健康保険だけということは、これまで国保に関しての質問は盛んにやっていたので、全町民のほしい3割くらいが国保だという認識なんですけど、それ以外の町民はやはり自己管理ということなんですか。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) あくまで保険者の責任として実施する事業でございます、当然、社会保険とかそういった部分、共済組合とかになりますと、各保険者のほうでそういった医療費の適正化の部分については取り進めるというかたちでございますので、そのほかの国保加入者の方以外の方でございましたら、そういった機関からですね、そういった通知がされ図られているものと考えております。以上です。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 例えばですよ、町外のいろんな医療機関にかかっても、なおかつ総合病院を利用したら、いろんな重複チェックできるとかということを経営して病院ですから、そんなふうに委託先に注文付けたら何とかできませんかね。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) こればかりはですね、レセプトというものをですね、見て本当に重複して、また無駄な薬をしていないかという部分をチェック作業するものですから、八雲町国保以外のレセプトというのは当町のほうには存在いたしませんので、その部分医で把握することは非常に困難だと考えております。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) この仕組みは、国保を利用している本人のメリットというよりも、保険者が重複する方へ指導するための調査というふうを感じるんですけども、違ってるでしょうか。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 一応ですね、やはり重複して薬を飲むというかたちになりますと、当然無駄な薬を一部負担金を払ってですね、購入しております。また、ちょっと私医学的な部分はあまり浅くてわかりませんが、無駄な薬を飲むことによって体調不良になったりとか、そういった部分もあるというふうに考えられますので、当然こういった事業を積極的に導入することによって、被保険者の方につきましても無駄な支出がございませんですし、我々保険者側に見ても医療費の抑制に繋がるということで、双方にですね、やはり有効な事業であると考えます。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) そういう両方にメリットがあるということですけども、やはりなんかその病院にかかった方には指導というかたちで話が行くようなイメージを持つんですが、それを実際やるのは住民生活課なのか、どういうかたちで、通知だけで行くのかとか、その辺はどういうイメージなんでしょうか。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 実を言いますと、これまでもですね、この事業自体は住民生活課主体で行ってございました。ただこれまでですね、このレセプトの抽出方法といたしましては、本当は短期間のレセプトを見ながら、国保連合会に全部集約されるんですけども、そこで単に病院にかかっているんな転院をして、無駄に重複して薬がかかっているなど。ただ単にそういう状況だけで把握して抽出したのを見ながらですね、通知というかたちではなくて、これ保健師さんとか特定健診とかそういった相談場所ですね、そういう人をつかまえてですね、相談または病院に行ってちょっと一回相談してきたほうがいいよとか、そういった勧奨のことは協力しながらやっていたんですよ。

ただやはり信憑性が非常に低いということで、今回この事業は国保連合会と共同して、全道いろんな市町村と共同による契約というかたちになるんですけども、今度はですねそういった受診効率に向けた、いろんなノウハウや膨大なヘルスデータ、AIを駆使した、そういった専門的な業者を入れてですね、長いスパンのレセプトを見てですね、分析して本当に制度を高くしたもので、より適切な対象者の抽出を可能としております。それによって抽出漏れなどのリスクも回避できることになりまして、これまでその人を、健診にきた人だけを捕まえてやってたものを、そのよりの確な抽出した対象者を見つけ出して、今度はですね、その方々により来ていただくような、また勧奨するような少しでも興味を持ってもらうような工夫したユニバーサルデザインが載った勧奨通知とかを作成して、それ

でその方々に通知をして、それがかかりつけ医の医療機関や薬局に行ってお薬の内容に相談に行ってもらうように促していくような事業です。

さらにその後に、その結果をもとに、今度は勧奨後の効果、検証結果をさらにその方々にしてですね、直接今度は我々のほうからとか保健師さんとかこちらのほうから、その後の指導を継続して電話などでしていくと。ちょっと長いスパンになるんですけども、そういうかたちで、当然、被保険者の方も有効ですし、我々保険者のほうも有効だということかたちで、とても有効な事業だと考えております。

○議長（能登谷正人君） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ないようですので、質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 17 議案第 16 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 議案第 16 号、令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長。保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第 16 号、令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。議案書 82 ページをお開き願います。

この度の補正は、保険事業勘定歳入予算の補正であり、先に可決いただいた、八雲町介護保険条例の一部改正による、低所得者に対する介護保険料の減額に伴うもので、歳入予算の総額に変更はございません。

それでは事項別明細書により、ご説明いたします。

議案書 84 ページ 中段をお開き願います。1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1,386 万 1 千円の減額は、低所得者に対する保険料軽減強化により、保険料率を改正した、第 1 段階から第 3 段階に係る保険料減額分の計上であります。8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目低所得者保険料軽減繰入金 1,386 万 1 千円の追加は、ただ今ご説明いたしました、保険料減額分に対する、国、道及び町の公費負担分を、繰り入れしようとするものであります。

以上、議案第 16 号の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 18 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 議案第 17 号、令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算第 1 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○国保病院事務長（福原光一君） 議長。国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 議案第 17 号、令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。議案書 86 ページでございます。

この度の補正は、国保病院改築事業に係る基本設計業務について、資本的収支の補正をお願いするものであります。

国保病院の建替事業につきましては、令和元年度に基本構想・基本計画を策定して、将来にわたり病院が担うべき役割と具体的な方向性を定め、今後はこの基本構想・基本計画を基に、建替に関する事業及び経営改善に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、建物の老朽化が著しく、外壁はコンクリートやモルタル面の劣化と腐食が進んでおり、内壁についても一部モルタル片の崩落が院内で発生している状況にあります。

また、療養環境につきましては、空調設備がないことから、病棟は夏場に高温多湿の状態で、病室内の室温が 30 度になることもあり、冬期間は院内の蓄熱暖房機の蓄熱能力が低下しているため、補助的に暖房機を病室に設置するなど、環境改善に早急な対応が求められているところであります。

このような状況から、建替事業につきましては迅速に進めることが望ましいと判断をし、基本設計業務に係る補正予算をお願いするものであります。

第 2 条、業務の予定量。主な建設改良計画に、国保病院改築事業 3,039 万 3 千円を追加するものであります。

第 3 条、資本的収入及び支出につきましては、収入、1 款資本的収入、4 項国保病院出

資金 1,519 万 6 千円を追加し 3,566 万 8 千円とし、支出、1 款資本的支出、2 項国保病院建設改良費、3,039 万 3 千円を追加し 3,324 万 5 千円にしようとするものであります。

詳細につきましては、議案書 87 ページをお開き願います。

補正予算実施計画により、支出から説明いたします。支出、1 款資本的支出、2 項国保病院建設改良費、2 目施設整備費 3,039 万 3 千円は、改築事業基本設計業務委託料の追加計上であります。支出の合計は、既決予定額 3,271 万 4 千円に、3,039 万 3 千円を追加し、6,310 万 7 千円にするものであります。

これに対応します収入につきましては、収入、1 款資本的収入、4 項国保病院他会計出資金、1 目他会計出資金 1,519 万 6 千円は一般会計出資金であり、支出の基本設計業務委託料 3,039 万 3 千円の 2 分の 1 相当額を一般会計から追加繰入いただくものであり、不足する額 1,519 万 7 千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。収入の合計は、既決予定額 2,307 万 2 千円に、1,519 万 6 千円を追加し、3,826 万 8 千円にするものであります。86 ページにお戻り願います。第 3 条、予算第 4 条本文中の、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 964 万 2 千円を 2,483 万 9 千円に、過年度分損益勘定留保資金による補てん額 961 万円を 2,480 万 7 千円に改めるものであります。

以上で、議案第 17 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 国保病院は現在 99 床であります。それで日本共産党は病床削減にずっと反対の立場をとっております。さらに新型コロナ禍でコロナの感染症拡大がまだこれからも予測されるところで、たとえば檜山の病院で新型コロナの患者を受け入れなければならないとかってなった場合に、一般病床をこちら側の病院、熊石だけに限りませんけれども、受け入れなければならないということも今後考えられると思うんです。しかし今回の改築では、99 床から大幅に 45 床というかたちで改築する方向になりました。この経過において国保病院の院長先生はどのような見解をお持ちなんでしょうか。

○国保病院事務長（福原光一君） 議長。国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 病床数の削減ではなく、増加というところのご質問かと思えます。

まず国保病院の許可病床につきましては 99 床、議員おっしゃるとおりでございますけれども、稼働病床数につきましては 60 床で病棟を運営してございます。国保病院につきましては、年間にですね、数日 60 人を上回る日がございますけれども、今般ですね、病院改築にあたりまして、主な財源を想定しております、起債等ですね、借入につきましては、やはり病棟削減することがまず前提にあると。これにつきましては地域医療構想、これの必要病床数、これを達成するためにですね、各病院いろいろな取り組みをしなければならない

と。こういった背景も絡んでおりまして、病床数を増加するという議論はですね、実は国保病院としてはございません。あくまでも病床数を削減、その削減数については、何床にするかというところについてですね、院内の内部検討委員会ですね、検討しまして45床という設定を選定したところでございます。

○3番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 今聞いたのはですね、私たち、なかなか院長先生にお会いすることができませんので、できれば院長先生の意見はどのようなものだったのかというのをお伝えしていただきたいなと思ってお尋ねしたんですけれども、よろしいですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 議長。国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 病床数の設定につきましては、院内の検討委員会ですね、何度も議論をしてきました、当院の院長の方針としましては、やはり地域人口の減少が今後も十分予測できると。そういった中で今現在ある稼働病床数60床、許可病床数は99床ですけれども、稼働病床数60床維持して行くのは大変困難であると院長自身も感じているところと。

やはり減少をどの程度まで減少させて、なおかつ地域ですね、自治体病院の指名、役割を担っていくという、そのラインですね、60、50、45、40床というですね病床数についてですね、さまざまな議論を積んでですね、院長自身もですね、病床の削減というのは致し方ないという思いでありまして、結果的に45床を選定したというところでございます。

○3番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 院内では協議を重ねてきたということですが、その国保運営委員会ですとか、あと町民の声などで、なにか賛否も含めてですが、そういう意見等あったらお知らせをお願いします。

○国保病院事務長（福原光一君） 議長。国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 今議員から出ました国保病院の運営委員会につきましては国保病院のですね、事業計画また施設に関すること、運営に関することをですね、協議する、審議する外部機関でございます。国保病院の運営委員会につきましては昨年の3月、また8月にですね、建替事業また建替事業の基本構想・基本計画に盛り込む各項目についてですね、報告をしまして、作成にあたりましては町、病院また委託業者でですね、作成することについて了承をいただいたところであります。

ただですね、基本構想。基本計画の感染に伴いましてですね、本年3月に運営委員会を開催することで準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からですね、3月開催を現在延期してる状況でございます。この際、書面開催とい

うのも提案をしておりましたけども、運営委員会委員長のほうからですね、次回開催に向けてですね、準備を進めて、それでその際に報告してほしいということでありましたので、次回開催でですね、この構想計画についてはですね、報告ご審議をしていただくこととなっております。

(何か言う声あり)

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 町民、熊石地域の町民からはですね、やはり病床数にを削減することについてはですね、やはり抵抗があるというふうに感じております。

直接町民の方ともお話をする際にですね、99床という数字をですね、そこからなぜ45床というそこまで減らす理由があるんだということについてはですね、私どものほうからその都度説明をさせていただいておりますけども、現状ですね、地域の人口減少、また国の地域医療構想の方針ですとか、そういったものを国保病院を取り巻く環境を考えますとですね、削減をせざるを得ないところは理解をいただいているところであります。

○議長（能登谷正人君） いいですか。ほかにございませんか。

○6番（大久保建一君） 議長。大久保。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） 今の答弁の中で、病院運営委員会が開催されていないというお話がありましたよね。事務長おっしゃるとおり第5条にですね、病院の事業計画に関する事項、施設に関する事項、その他病院の運営に関する事項ということで、これらが審議されるって書いてるんですよ。その審議をまだ受けていない現在で、これ基本設計を進めるというのはあまりにも乱暴だとは思いませんか。

本来この病院運営委員会というのは、多分、地方の人たちの声を聞くだとか、病院運営に関する透明性だとか、公開性を保つためにある組織だと思うんですよ。それにまだかける以前の段階で事業を進めてしまうというのはあまりにも乱暴だと思うんですけども、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○国保病院事務長（福原光一君） 議長。国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 先ほど説明しましたとおり、まだ3月開催予定でした運営委員会においてですね、本来報告すべき、審議いただくべきですね、計画構想についてですね、まだできていないと。ただ説明しましたとおりですね、コロナウイルスの影響でどうしても開催ができないという状況でございます。今後ですね、運営委員会につきましては開催を予定してございますので、さらにそこで審議をいただいでですね、この構想計画を進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○6番（大久保建一君） 議長。大久保。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） その理屈でいけば、じゃあ運営委員会で審議をする前に議会で審議をして、その後でということですか。

(何か言う声あり)

○6番（大久保建一君） 開催していない。

（何か言う声あり）

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時13分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 議長。国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 先ほどの答弁でも説明不足がございました。昨年の運営委員会におきましてですね、国保病院の具体的な将来像、方向性、病床数、また建設場所についてもですね、その都度資料お出ししてご審議いただいております。

3月の開催時にですね、最終的な取りまとめとして報告をすることですね、予定をしておりましたけども、先ほど説明したとおりですね、コロナウイルスの関係で開催できないと。書面開催も考えたんですけども、運営委員長のほうからですね、作成にあたっては町、病院また委託業者で進めてよろしいという、そういった了承もいただいておりますので、書面開催ではなくて次回報告でけっこうですと。ただ取りまとめ等はですね、最終的に残っておりますけども審議はいただいたという経緯でございますので、ご理解をお願いいたします。

○6番（大久保建一君） 議長。大久保。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。これで3回目だから。

○6番（大久保建一君） 3回目ですか。わかりました。

先ほどの答弁のとおりということによっておりますけれども、私はその表現は審議を経たというふうには取れません。はっきりいって。運営委員長から進めて良いという判断をいただいたというのは、運営委員会そのものが審議でOKを出したということとは違うと思いますよ。私はそういう解釈です。

それと別の問題に移りたいと思います。基本設計に入るための基礎となる資料が基本構想という、この文章なので、これについて質問させていただきたいと思います。この場所選定の点数化したもの、29ページについて質問させていただきたいと思います。

立地場所選定については、A案、B案、C案、D案と出ています。それで、結果的にA案、現在の場所に建てる、それがいいという判断基準になったのは17.0点。それでA、B、C、D案これはひらたない荘のほうにある老人施設の側に建てるというのがD案です。これが合計点数14.1点となっています。この14.1点の配点の基準になってるのがまずですね、国道229号バス停から敷地までの距離だとか、あと外来・通院患者の利便性、これが×となっています。あと、コストについては、A案、現在地に建てるのは満点の2点となっていますが、なぜか町有地をそのまま使うD案では1.2点となっていますね。それは

事務長に確認したところ 1.2 点は間違いであったということを言っています。なぜこういう重要な審議に関して、前もってこれは間違いでしたと、資料訂正の申し出が先にないんですか。これみんな間違っただまの資料を参考にして判断しなければならないんですかこれは。おかしくないですか。

それと、バス停から敷地までの距離、これは×印付いていますけども、もしこれがD地点に建設されるようになったら、八雲総合病院のようにバス停の移動ということも考えられるんですよ。そしたら今、上まで行けないバス停、バスが直接病院まで行けない状態が行けるようになるんですよ。そしたら今より点数が高くなって、これ点数逆転するんですよ。そういう説明もないまま、これを今のこの段階で進めるというのはおかしいと思っていますけれども、それについてはどうお考えですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 議長。国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） まずですね、建設候補地の比較検討評価表のご指摘です。まずD案のですね、くまいし荘の横の敷地と、この案についての比較検討項目のCのコストのところの敷地購入また敷地購入費用、これについて点数が低いというご指摘の件です。これにつきましてはですね、コンサルのほうにも確認しまして、数字は確かに誤りでございます。これに 0.8 を追加して本来であればですね、満点の 2.0 という表示をすべきところですね、誤りで 1.2 のままとっております。これについてはですね、最終的な校正はですね、事務局で数回行っておりますけども、気づけなかったというところについてはですね、謝罪をしたいと思っております。大変申し訳ございません。

またですね、比較検討項目の9の品質の部分でですね、国道 229 号バス停から敷地までの距離、これはバスで評価点数が 0.6 という表示になってございますが、あくまでもですね、現状の立地の比較検討表でございます。国道からですね、建設予定地としてD案として候補を上げています、この土地までですね、数キロあるということも考えてですね、バス停からも結構な距離があるということで、現状を評価したときにですね、このバス 0.6 という評価になってございます。

また外来・通院患者の利便性という点につきましてはですね、老人ホームに上がっていく取り付け道路の町道の豊岩線でありますけれども、ここにつきましてはですね、急峻なカーブで道路幅も狭い町道となっております。また信号等の設置もなくですね、やはり安全性また利便性を考えたうえでですね、こういったバスの 0.6 という評価数字になっているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） もう一回やる？

（何か言う声あり）

○議長（能登谷正人君） はい。ほかに。

○9 番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） 部外者で聞かせてもらいましたけども、部外者って総務経済常任

委員会なので、ここでしかちょっと議論を一旦お伺いしましたけどもね、最後3回目です  
ごい指摘で僕も文厚の資料、基本構想の持っていましたが、おっしゃるとおりそれで  
いけば3.6点が加算されて17.0でA案が勝ってたんですけど、持ち点が14.1点だったD  
案が3.6点加わることによって逆転するんですよ。まさしく大久保議員の指摘のよう  
になります。今、苦しい答弁していましたが、客観的に聞きしてそういうことにな  
りますし、審議会の形骸化というか、そういうことを招くような、それまでの一回目と  
二回目の質問の点を加味しましても、ちょっと議会に出すタイミングが間違ってるのかな  
というものが伺えます。

僕は熊石にとって必要な施設であれば、八雲町議会の総意としても建てることに何ら反  
対をする空気はないと思うんですよ。ただ議会軽視にあたるような今の答弁だけを取っ  
てもですね、このまま押し切られますと、賛成したいのに賛成できない、賛成したとし  
たら議会が自らお飾りの組織になるというのを指摘されるので非常に難しいなと感じます。  
なんか、単独議案なので行政側でなんか工夫できませんかね。

○議長（能登谷正人君） 町長、副町長。皆さんに問いかけてるんですよ。

○9番（三澤公雄君） すみません。追加でちょっと。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） これは、事務方のミスだと。町長は業務の権限を与えている担当  
課長のほうにしっかり仕事がされてるものだと思って、それで次の段階に移ったのではな  
いかなということが想像されますから、町長の失点というわけではなくて、これは事務方  
のコロナによる勘違いとかミスとかたちです。病院長さんのほうも理解され  
たり、熊石地区の方々も理解されるのではないかなというところを加味した答弁を是非お  
願いしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 議員の皆さんですね、ただ今の国保病院の改築ということで議員  
の皆さんからですね、いろんな意見、代表的に意見を出された方、また私もですね、常任  
委員会の話等々をお聞きをしております。大変議論が深まって国保病院については議論し  
ているということをお聞きしております。

ただ、今、三澤議員さんからあったとおりですね、このコロナの影響というのは大変大  
きいだろうと私も考えています。特にこの計画、構想を練るときはまだコロナというの  
ははっきりしていない時期でありましたし、さらにですね、私もこのコロナの影響がこれか  
ら町に対する財政の状況等々をですね、まだ不透明なところがたくさんあるということ  
を認識しておりますので、今その病棟の問題、さらにですね、場所の問題等々もですね、ま  
だ議論は深まっていないようなそんな議員の皆さんの意見もありますので、この計画につ  
いては、計画設計でありますけれども、今予算で計上いたしますけれども、この執行す  
る際についてもですね、また議員の皆さんと議論を深め、さらにですね、先ほど最終的に病  
院構想審議会のほうでですね、コロナの影響で報告していなかったということがあります

ので、再度ですね、その辺のご報告をさせていただいて執行できるものは執行していくという思いであります。

しかしながらですね、私の思いというのはですね、先ほど言いましたとおり、コロナの影響が多いだろうということがあり、しかしながらこの病院というのは必要な施設というのは議員の皆さんと認識は一つとっております。やはり命を守るというのは一番大切だと私は思っておりますので、ただこれから町の執行すること、例えば役場庁舎の改築事業でありますけれども、私はコロナの影響が多いのであればですね、この改築事業を伸ばしてでも、中止してもですね、やはり病院は建てていかなければならないと、そんな思いもいたします。総合病院もですね、この今回のコロナ感染棟を持って、私は心の中では良かったなど。この総合病院を建てて感染棟を持って地域医療、さらにですね、檜山北部も含めた患者さんが入ってきたということは大変嬉しく思っています。

ただ、今のところですね、本当に皆さんのおかげ、また町民のおかげで、またふるさと納税のおかげで、これからですね、この前年度ですね、財政の決算報告もいたしますけれども、前年度ですね、十数億以上の積み上げをしながら財政ができた。しかしながらこれからはわかりませんので、その辺はですね、十分に我々もですね、注意しながらですね、事業を進めたいと思っております。

この国保病院の計画設計につきましては、執行するときに、議員の皆さんから意見をいただいて、さらに計画設計が進んだとしてもですね、実施設計に進みませんので、逐次ですね、議員の皆さん、また常任委員会の皆さん、さらに全員協議会を開きながらですね、十分に議論を深めてやりたい。先ほど院長先生はどうですかという話でありましたけれども、院長先生からもですね、町長、このコロナの影響どうなんだということも、院長先生も大変心配してるところでありますので、その辺もですね、しっかりと病院側の意見もいただきながらですね、進めたいという思いでありますので、議員各位の皆さんにですね、大変、早期にですね、この計画設計を上程したという思いでありますけれども、その辺、酌んでいただいてですね、予算を執行するまでの間ですね、議論を深めるということですね、よろしく願い申し上げます。以上であります。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） これからいろんなコロナ、ちょっとコロナの受け止め方がちょっと町長、僕は、指摘したことよりもちょっと大きく、やっぱり町長だから重く大きく受け止めてくれたんだと思いますけれども、まだ建てるにいくには実施設計だとかっていくわけです。だから新しい病院を熊石にという建設スケジュールには、まだまだ影響は、今、可決しなくても、できるんじゃないかな。要するに基本構想をちゃんと審議会の了解をしっかりと取った、そして議会は先に常任委員会にも上げてるわけだし、最終的に審議会に通ったことによって、もうちょっと議論していくという、ちゃんと時系列に沿ったちゃんとスケジュールにするだとか今、実施設計にいくまでの間にしっかりと予算執行しないで、今いろんな意見が上がったところは議論すると言われましたけれども、これを今、通さな

くてもですね、実施設計にいくスケジュールが狂わないように、ここで指摘されたこと、まだ議論が足りなかったことを十分やってから、基本計画を上げて、それで速やかに実施設計にいくという、要するにちゃんと順序を守って町民の理解を得られるような、我々議会活動もやっていかなければいけないというところなんですよ。

今、瑕疵がいっぱいあったと。この議会に上げるまでに。ということが指摘された質問だったというふうに僕は受け止めますので、これを何とか通してくれというのは無理な話だと思います。これは提案をしたのは町長側ですけど、今ここは本会議場は要するに議長の下で我々議会の判断のスケジュールだと思います。それで議長に促したいんですけども、これを、今までの普通のスケジュールのように議案審議で採決に行くということは、非常に議会にとってマイナスかなと思うんですよね。手続きが不備だったことをポンと議会に飛んできたというような僕、受け止め方をします。多くの議員が熊石に新しい病院を作ることを何ら反対していない。今大久保さんそしてそれに続く、その前に申し訳ない話をした方々の議員も反対じゃないという意味を感じましたので、是非ですね、この案件の取り扱いを、ちょっと工夫したほうがいいんじゃないでしょうか。

これちょっと議員が議長に質問というかたちになっちゃうので、ちょっとあれなんですけども、町長のお考えはわかりましたよ。わかったけども、でもその論理でいくと我々が自ら自分たちの立場を軽んじるようなことになってしまう。採決をしなければいけない、判断をしなければいけないということなので。だからそれを酌むのはこれからの議論の充実と、その後のスケジュールのスピードアップでなんら建てること、新しい病院を熊石に建てるということのスケジュールにはまだ影響されないようなことはできるんじゃないのかなと思うので、この議案はここで採決しないようなかたちを是非議長工夫してもらえないでしょうか。

○議長（能登谷正人君） わかりました。暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 4時16分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど議案の審議に関し、議会運営委員会を開催し、また全員協議会を開催いたしました。その取扱いについて協議した結果を私のほうから報告をいたします。

まず、文教厚生常任委員会において、熊石国民健康保険病院立替事業の基本構想と基本計画の報告がなされましたが、一つ目は、国保病院運営委員会において最終的な審議がなされていないこと、このことについては最終審議がなされてから常任委員会に報告されるべきであり、さらには議案として提出されるべきであります。

二つ目は基本構想において候補地を選定する際の比較検討と、その評価において、評価点数の誤りが事前に議員から指摘されていたのにもかかわらず、正式な修正報告がなされていないこと、またその訂正によっては基本構想の内容変更もあり得るのではないかとの

こと。この結果について町として重要視しなければならないと思いますが、ただ今申しました二点について、町長として誠意を持って対応していただくことを前提に、この議案を承認するとの意見もあります。

加えて、基本構想の数字の誤りの訂正を含め、改めて国保病院運営委員会で審議したのち、全員協議会において十分議論できる期間を確保していただくことを条件とするとの意見も出されております。

ただ今報告した内容について、この際、町長の考えについて、発言を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 議案の審議にあたりましては、議会運営にご迷惑をおかけしておりますことにお詫びを申し上げます。先ほどの質疑の中でも、いろいろとご指摘をいただいておりますことについては、私としても認めるところでございます。議会運営委員会と全員協議会で協議していただいた結果については、私といたしましても誠意を持って対応させていただきます。

一つとしては、基本構想において候補地を選定する際の比較検討とその評価における評価点数の誤りについては再度点数を算出し、基本構想の内容を再検討した結果、国保病院運営委員会へ審議をしていただくことといたします。

二つとしては、本補正予算を可決いただきましたら、全員協議会において訂正後の基本構想及び基本計画について十分な審議時間を確保させていただき、議論を尽くしていただきたいと考えております。

議会運営委員会と、全員協議会での協議結果を受けまして、ただ今申し上げました内容が私の考えでございます。議案審議にあたり、大変ご迷惑をお掛けしましたことを、改めてお詫びを申し上げ、今後の対応について、ご理解を下さるようお願いを申し上げます。

○議長（能登谷正人君） ただ今、町長の考え方について発言をしていただきました。質疑の途中で休憩となりましたので、引き続き質疑を行います。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 19 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 報告第 1 号、令和元年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 報告第 1 号、令和元年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明申し上げます。議案書 88 ページをお願いいたします。

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会へ報告するものであります。

89 ページをお願いいたします。繰越した事業は、これまでに議決をいただきました、6 款農林水産業費、1 項農業費 担い手確保・経営強化支援事業、道営草地畜産基盤整備事業、研修牧場施設整備事業、中山間地域総合整備事業、3 項水産業費、H A C C P 等対応施設整備事業、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、東雲 9 号線歩道設置事業、10 款教育費、2 項小学校費、及び 3 項中学校費、G I G A スクールネットワーク整備事業の 8 事業で、繰越限度額 35 億 8,233 万 6 千円の議決に対し、令和 2 年度へ繰越した予算額、翌年度繰越額は 35 億 7,738 万 6 千円で、財源内訳は記載のとおりであります。

以上で、報告第 1 号、令和元年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で、報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第 20 報告第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 報告第 2 号、令和元年度八雲町介護保険事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長。住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 報告第 2 号、令和元年度八雲町介護保険事業特別会計 繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明申し上げます。

議案書 90 ページを、ご覧願います。本件は、繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会へ報告するものであります。

91 ページをお願いいたします。繰り越した事業は、これまでに議決をいただきました 1 款サービス事業費、2 項地域密着型サービス等事業費、デイサービスセンター送迎用車両購入事業で、繰越限度額 387 万 8 千円の議決に対し、令和 2 年度へ繰越した予算額、翌年

度繰越額は 351 万 2 千円で、財源内訳は記載のとおりであります。

以上で報告第 2 号、令和元年度八雲町介護保険事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第 2 1 報告第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 報告第 3 号、令和元年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長。総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 報告第 3 号、令和元年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について、説明いたします。

議案書 92 ページをご覧ください。

本件は、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和元年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について、議会に報告するものであります。

93 ページをお開き願います。別紙、継続費繰越計算書により、説明いたします。

事業名は、総合病院医師住宅整備事業で、令和元年度から令和 2 年度における 2 か年の継続費の総額は 1 億 1,761 万円で、令和元年度継続費予算現額は、令和元年度予算計上額 1 億 504 万 8 千円となります。うち、支払義務発生額は 9,406 万 8 千円となり、差引残額 1,098 万円を令和 2 年度に繰越したものであります。令和元年度末における工事の進捗状況は、住宅 2 棟の工事が終了し、今年度は、外構工事の終了をもって事業完了に至っております。

繰越額に係る財源内訳は、資料記載のとおりでございます。

以上で、報告第 3 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第 2 2 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 1 号、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○15 番（黒島竹満君） 議長。黒島。

○議長（能登谷正人君） 黒島委員。

○15 番（黒島竹満君） ただ今、協議いただきました発議第 1 号、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について、提出者を代表し提案説明をさせていただきます。

昭和 52 年、航空自衛隊八雲分屯基地開庁以来 43 年に渡り、国の平和と安全を保つため、航空任務のみならず、災害派遣や各種の部外協力など、町民の生命と財産を守るさまざまな活動を行ってきていることは議員各位十分ご承知のことと思います。

現在、基地には二つの高射隊が駐屯しております。隊員約 200 名とその家族が八雲町、まちづくりに大きく関わっておりますことも議員各位ご承知のことと思います。

基地があることで周辺整備事業は、令和 2 年度まで総事業費 66 億 6,220 万、補助金 43 億 3,757 万 9 千円となっております。生活環境施設や事業経営の安定に寄与する補助金は、基地に対する周辺住民の十分な理解と協力を得て、当町の基盤整備や財政面にも大きく寄与されております。

国、地方とも逼迫した財政状況の中で、基地周辺対策に関する各種補助金についても、大変な厳しい状況であります。その人と多様化と拡大に期待しつつ、今後の八雲町のまちづくりのために少しでも有利な補助金の活用などを務めて情報の収集や要望活動に務めてまいりたいと思います。

このようなことから、町とともに議会としても積極的にこれからの諸活動を展開するために航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議を提出次第であります。

なお、特別委員会の構成委員は、7 人といたします。

議員各位の皆さま方によりしくお願いをし、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 航空自衛隊八雲分屯基地を有する町として、基地交付金や基地周辺整備事業などが町政運営に活かされることは当然ですが、陳情団的な趣の強い特別委員会を設けることには異議を申し立て反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（関口正博君） 議長。関口。

○議長（能登谷正人君） 関口君。

○2番（関口正博君） 賛成の立場で討論させていただきます。

我が国の安全保障上欠くことのできない防衛施設は、その設置、運用に近因する各種障害の防止や軽減を図るため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されているところでございます。当町におきましても八雲分屯基地開庁以来、基地と住民が一体となって地域の行事に参加し、自衛隊と共存、共栄するまちづくりを進めており、周辺整備事業の導入を含め町民の期待も大きなものがございます。今後も基地と調和が図れるまちづくり等が必要と考え、国の厳しい財政状況も考慮しつつ、事業採択に向け、積極的な情報収集要望活動を展開することを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） いまですね。ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会委員の選任

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。ただ今設置されました航空自衛隊、八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条、第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員として黒島竹満君、大久保健一君、牧野仁君、安藤辰行君、田中裕君、斎藤實君、宮本雅晴君、以上7名の諸君を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員は、ただ今指名いたしました、7名の諸君を選任することに決定いたしました。

#### ◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の閉会中の継続調査付託

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本特別委員会の調査は閉会中の継続調査として、調査が終了するまで付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会は休憩中に委員会を開催して正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう、委員会条例、第9条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時44分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会 正副委員長の互選報告

○議長(能登谷正人君) ご報告いたします。休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。委員長に黒島竹満君、副委員長に大久保健一君を互選した旨、報告がありましたので、ご報告いたします。

### ◎ 会議時間の延長の決定

○議長(能登谷正人君) 皆さんにお諮りいたします。会議の時間についてお諮りいたします。会議の時間を議事の都合により、延長したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

### ◎ 日程第23 発議第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第23 発議第2号、教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○14番(千葉 隆君) 議長。千葉。

○議長(能登谷正人君) 千葉君。

○14番(千葉 隆君) 発議第2号、教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

国において、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡

充、就学保障の充実を図るよう要請するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 24 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 24 発議第 3 号、2021 年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○7 番（赤井睦美君） 議長。赤井。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7 番（赤井睦美君） 発議第 3 号、2021 年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表して簡潔に説明させていただきます。

2020 年度地方財政計画の一般財源総額は 63 兆 4,318 億円、前年比 + 1 % と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020 年度補正予算および 2021 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の 12 事項の実現を求めるものであります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 25 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 発議第 4 号、名護市辺野古の新基地建設断念を求め  
る意見書を議題といたします。提出者を代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 提案説明を行います。

米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺野古の新基地建設は約 12 年間、普天間基地の一日も早い危険性の除去につながらないことは明白、難工事の中、期間も予算も、計画通りに進むか不透明です。12 年もかかる新基地建設を断念し、普天間基地の閉鎖・撤去を米国に求める交渉をはじめべきことを強く求めて、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

#### ◎ 日程第 26 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 発議第 5 号、消費税 5%減税の政治決断を求める意見書を議題といたします。提出者を代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第5号、消費税5%減税の政治決断を求める意見書について提出者を代表し、提案説明をいたします。

昨年10月からの消費税増税に加え、新型コロナウイルスの感染拡大が経済に重大な打撃を及ぼしています。

共同通信が実施した世論調査では、新型コロナの感染拡大に対する経済対策として、最も望ましいのは何かという問いに、消費税を下げるというのが第1位でありました。自民党支持層でも消費税減税を支持する声が多数であります。

よって、今こそ、安倍政権はこうした声に応え、緊急に消費税5パーセント減税の政治決断を行い、日本経済の根幹をなす中小零細企業が一刻も早く元気を取り戻し、日本経済の立て直しに向かうことを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第27 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第27 発議第6号、介護負担増計画の凍結を求める意見書を議題といたします。提出者を代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第6号、介護負担増計画の凍結を求める意見書について提案説明を行います。

第8期、2021年から2023年度の介護保険事業計画の内容は、低所得者の食事負担の引き

上げ、利用料の月額負担上限額の引き上げという二つの負担計画です。

来年8月からの負担増計画は凍結していただきたく、今国会での審議は先送りすることを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第28 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第28 発議第7号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 発議第7号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書について、提出者代表として簡潔に説明させていただきます。

政府が今年3月に新たに策定した、今後の10年間の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の推進にあたっては、1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率を確実に達成できるよう、農村振興の強化など具体的な施策を講じること。

3、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 29 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 29 発議第 8 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○11 番（牧野 仁君） 議長。牧野。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○11 番（牧野 仁君） 発議第 8 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表し提案を説明いたします。

北海道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進め、林業、木材産業の成長、産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図る必要があります。

こうしたことから国に対し、記載の事項を強く要望するため、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔討論あり〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 林業の成長産業化に反対です。森林資源の循環利用に反対するものではありませんが、成長産業化路線は国有林、民有林問わず、植林後約 50 年の森林を大

規模に皆伐、一斉伐採し市場に供給しようとするものです。

輸入木材への依存を続ける現状のまま、今以上の木材価格の下落、国有林の荒廃を招き、木材の供給調整機能も果たせなくなります。植林後 50 年ほどで伐採する、短伐期皆伐一辺倒を見直し、地域の森林資源の実態により長伐期や複層林など多様な仕業方式で持続可能な林業に取り組むことを要求し、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎ 日程第 30 議会運営委員会の閉会中の持続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 30 議会運営委員会の閉会中の持続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

### ◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これを持ちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和 2 年第 2 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 5 時 0 1 分〕

